

山口県県民活動促進基本計画

第3次改定版

〔計画期間：2018～2022年度〕



私が主役、あなたも主役 みんなのパワーが県民活動 !!

平成30年（2018年）11月

山 口 県

はじめに

本県は、全国より早いスピードで人口減少や少子高齢化が進行し、地域のコミュニティ機能の低下や担い手不足など、困難な課題に直面しています。

私は、こうした課題に立ち向かい、「活力みなぎる山口県」を実現していくため、このたび策定した、新たな県政運営の指針となる「やまぐち維新プラン」に基づき、「産業維新」、「大交流維新」、「生活維新」の「3つの維新」に積極果敢に挑戦していくこととしています。



なかでも、誰もが希望を持って、いつまでも安心して暮らし続けられる基盤を築く「生活維新」を成し遂げていく上で、県民一人ひとりの社会参加により地域の課題解決に自主的・主体的に取り組む県民活動は、地域づくりの推進力として大変重要な役割を果たすものです。

これまで、平成25年3月に改定した「山口県県民活動促進基本計画」に基づき、「あいかさねっと（やまぐち社会貢献活動支援ネット）」等を活用したボランティアのマッチングの推進や、「ボランティア・チャレンジ」の実施等による県民活動への参加促進、裾野拡大などに向け、様々な施策を展開してまいりました。

このたび、これまでの取組を踏まえ、社会情勢の変化等に的確に対応するとともに、「山口ゆめ花博」の成果を継承・発展させ、さらなる県民活動の活発化を図るため、山口県県民活動審議会をはじめ、広く県民や県民活動団体等の皆様の御意見や御提言をいただきながら、平成30年度からの5年間を計画期間とする基本計画の改定を行いました。

今後、この基本計画に基づいて、市町や関係団体等とより緊密に連携しながら、県民活動の一層の促進に取り組んでまいりますので、県民の皆様のさらなる御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成30年（2018年）11月

山口県知事 村岡嗣政

目 次

頁

第1章 基本計画改定の背景と趣旨

1	基本計画策定の経緯	1
2	基本計画改定の趣旨	1
3	県民活動を巡る情勢の変化	2
	(1) 地域のコミュニティ機能の低下と住民ニーズの多様化	
	(2) 地方創生の推進	
	(3) 「共助社会づくり」の推進	
	(4) NPO法改正と認定NPOへの移行促進	
	(5) 市町における支援体制の充実	
	(6) 「あいかさねっと」の活用促進	
	(7) 寄附への期待の高まりや新たな社会的投資手法の登場	
	(8) 休眠預金の活用等による民間公益活動の促進	
	(9) 山口ゆめ花博との連携と成果の継承による県民活動の活性化	
4	基本計画改定の視点	4
	(1) 県民活動の役割拡大と県民活動への理解と参加の促進	
	(2) 県民活動団体の持続的発展に向けた活動基盤の強化	
	(3) 県民活動団体と多様な主体との協働の推進	
5	基本計画の性格	4
6	基本計画の期間	4

第2章 県民活動の定義と役割等

1	県民活動の定義	5
	(1) 県民活動とは	
	(2) 県民活動団体とは	
	(3) 県民活動団体のとらえ方とこの計画における主たる対象	
2	県民活動の役割	6
	(1) 社会参加の機会提供	
	(2) 地域社会の活性化	
	(3) 公共的サービスの提供	

3 県民活動団体と各主体に期待される役割	7
(1) 県民活動団体	
(2) 行政（県・市町）	
(3) 県民	
(4) 事業者（企業）	
(5) 県民活動支援拠点	
(6) 県民活動支援機関	
(7) 大学等の高等教育機関	

第3章 県民活動の現状と課題

1 現状	10
(1) 県民活動への参加の状況	
(2) 県民活動団体の状況	
(3) 県民活動団体と他の主体との協働の状況	
2 課題	17
(1) 県民参加のきっかけづくりと県民活動の裾野の拡大	
(2) ライフステージに合わせた参加機会の拡充	
(3) 自立的活動に向けた財政基盤の強化	
(4) コーディネート機能の強化	
(5) マッチングの推進	

第4章 基本目標と施策の基本方針

1 基本目標	18
2 施策の基本方針	18
I 県民活動への理解と参加の促進	
II 県民活動団体の自立・持続的発展に向けた環境づくり	
III 県民活動団体と多様な主体との協働の推進	

第5章 施策の展開方向

1 県民活動への理解と参加の促進	21
(1) 情報発信と普及啓発	
(2) 県民活動参加のきっかけづくりと裾野の拡大	
(3) 山口ゆめ花博との連携による県民活動への参加促進	

- (4) 地域づくりの推進力となる県民活動への参加促進
- (5) ライフステージに合わせた県民活動の参加促進
- (6) 事業者（企業）における社会貢献活動への参加促進
- (7) 寄附文化の醸成

2 県民活動団体の自立・持続的発展に向けた環境づくり 26

- (1) 県民活動支援センターの機能強化
- (2) 市民活動支援センターとの連携と設置促進
- (3) 中間支援団体の充実と連携
- (4) 自立的活動に向けた財政基盤の強化
- (5) ソーシャル・ビジネスの振興
- (6) 休眠預金の活用等による民間公益活動の促進
- (7) NPO法改正への対応と認定NPO法人への移行促進

3 県民活動団体と多様な主体との協働の推進 31

- (1) コーディネート機能の強化と協働推進の環境づくり
- (2) 「あいかさねっと」を活用したマッチングの推進
- (3) 県の協働推進体制の充実と職員の理解促進
- (4) 市町との協働推進
- (5) 事業者（企業）との協働推進
- (6) 大学等の高等教育機関との協働推進

第6章 基本計画の推進

1 推進体制 34

- (1) 庁内における推進体制
- (2) 山口県県民活動審議会
- (3) 市町及び県民活動支援機関等との連携

2 計画進行管理 34

第 1 章 基本計画改定の背景と趣旨

1 基本計画策定の経緯

- 少子高齢化の進展や地方創生の推進など社会環境が大きく変化する中で、地域づくりや子育て支援、環境保全など、地域社会の様々なニーズや課題にきめ細かく対応していくためには、住民参加による社会的公益活動が欠かせないものとなってきています。
- 本県では、従来から、地域住民を中心とした公益活動が展開されてきたところですが、1998（平成 10）年 12 月から特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）が施行され、県内でもNPO法人が芽生え始めたことから、1999（平成 11）年 10 月には「やまぐち県民活動支援センター」（以下「県民活動支援センター」という。）を設置し、幅広い県民活動を支援してきました。
- こうした中、2001（平成 13）年に開催した「山口きらら博」では、5万人を超える県民ボランティアの協力の下、県民の自主的な活動が大会運営を支え、大成功を収めることができましたが、この大会を通じ、県民活動の重要性が改めて認識され、その限りない可能性が証明されました。
- こうして培われた県民活動の成果を新しい県づくりにつなげていくため、翌年、全国に先駆けて「山口県県民活動促進条例」（以下「条例」という。）を制定するとともに、民間の支援拠点として「やまぐち県民活動きらめき財団」を設立しました。
- そして、2003（平成 15）年 3 月には、条例に基づく「山口県県民活動促進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、県民活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。
- その後、2008（平成 20）年 3 月に基本計画の第 1 次改定を、また、2013（平成 25）年 3 月に第 2 次改定を行い、市町や関係団体等と連携し、県民活動を促進するための様々な取組を進めてきました。

(年度)

2001	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
● 条例																					
			基本計画 (2003～07年度)				第 1 次改定版 (2008～12年度)					第 2 次改定版 (2013～17年度)				第 3 次改定版 (2018～22年度)					

2 基本計画改定の趣旨

- 基本計画に基づき、県民活動の促進に取り組んできた結果、県内のNPO法人等の県民活動団体数は増加するとともに、県民活動団体による協働の取組も広がりを見せており、県民活動は着実に発展してきています。

- しかしながら、多くの県民活動団体が人材や資金不足等の課題を抱えており、地域から信頼され、持続的に活動を発展させていくためには、活動基盤の強化や透明性の高い事業運営を確保していくことが求められています。
- 一方、県民活動を取り巻く情勢は大きく変化しており、地域が抱える課題も複雑多岐にわたる中で、それらの解決に向けた活動として、県民の自主的・主体的な取組である県民活動には、これまで以上に期待が寄せられています。
- このため、今回は、こうした県民活動を巡る情勢の変化や新しい課題への対応、施策の取組状況などを踏まえ、改定を行うものです。

3 県民活動を巡る情勢の変化

(1) 地域のコミュニティ機能の低下と住民ニーズの多様化

- 都市部への人口流出や少子・高齢化に伴う人口減少により、地域コミュニティの担い手が減少するとともに、価値観の多様化等により、地域内の連帯感が薄れ、地域活動が停滞するなど、地域のコミュニティ機能の低下等が課題となっています。
- 一方、地域住民が行政サービスに求めるものは多様化・複雑化し、また、その領域も拡大しており、行政だけできめ細やかな対応をすることは困難になっています。

(2) 地方創生の推進

- 我が国は本格的な人口減少社会に突入し、今後もさらなる人口の減少が見込まれる中、国・地方を挙げた「地方創生」の取組が進められています。
- 本県も「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2015(平成27)～2019(平成31)年度)を策定し、「持続可能で元気な地域社会の形成」に向けて、地域住民が多様な主体と連携・協働しながら、地域の課題を解決する県民活動を促進することとしています。

(3) 「共助社会づくり」の推進

- 地域の課題が多様化・複雑化する中で、自らのことは自らで支える「自助」や、行政の役割による「公助」に加え、お互いに支えあう「共助」が、課題解決に有効な手段として重要性が高まっています。特に、大規模災害時の被災者支援は、自助や共助を基本とした地域コミュニティの助け合いや災害ボランティア活動による対応が不可欠であり、地域における「絆」の重要性がクローズアップされました。
- こうした中、2015(平成27)年3月に、国の有識者会議「共助社会づくり懇談会」が、地域の活性化を図り、全ての人々がその能力を社会で発揮できる「共助社会づくり」の推進を提言しており、人口減少・超高齢社会による地域社会の衰退等乗り越えるための処方箋の一つとして大きな期待が寄せられています。

(4) NPO法改正と認定NPO法人への移行促進

- 2011(平成23)年のNPO法改正により、認定NPO法人へ寄附した場合の税制優遇措置が大幅に拡充され、認定NPO法人に寄附を促進する仕組みが整備されたことから、認定NPO法人の移行が期待されています。
- また、2016(平成28)年のNPO法の改正により、認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等手続が簡素化され、NPO法人がより迅速に設立可能となる一方、NPO法人は積極的な情報公開に努めることとされ、貸借対照表の公告の義務化や、

内閣府運営の「内閣府NPO法人ポータルサイト」に事業報告書の掲載や詳しい活動内容等の追加の情報をNPO法人自ら発信することが可能となるなど、情報提供の拡大が行われました。

(5) 市町における支援体制の充実

- 県内では10市において市民活動支援センターが設置され、地域に密着した県民活動の支援拠点として、情報の収集・提供や相談・助言等の支援が行われています。
- また、11市町では、県民活動の促進を目的とした条例の制定や基本計画等の策定が行われるなど、市町における支援に向けた環境づくりが図られています。

(6) 「あいかさねっと」の活用促進

- SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）が普及し、即時・双方向のコミュニケーションが可能となり、人や団体がつながることが容易になりました。
- 本県では、2015（平成27）年に、ボランティアに関する情報をインターネットで提供する「あいかさねっと（やまぐち社会貢献活動支援ネット）」を開設し、ボランティアのマッチングが進むよう、その活用を促進しています。

(7) 寄附への期待の高まりや新たな社会的投資手法の登場

- 多くの県民活動団体では、活動資金の確保が大きな課題となっているため、県民の共感と信頼を得て、寄附収入を確保し、活動の活性化を図ることも重要です。
- こうした中、自らの意志を活かすことのできるクラウドファンディングや、民間資金を活用した官民連携による社会問題解決の仕組みであり、社会的な利益を第一の目的とし、経済的な利益も同時に目指す「ソーシャルインパクトボンド」等が、注目を集めており、その活用の検討も進めていく必要があります。

(8) 休眠預金の活用等による民間公益活動の促進

- 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」という。）が2018（平成30）年1月に施行され、国や地方公共団体による対応が困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として、休眠預金等を民間団体が行う公益に資する活動に活用することとされました。
- これにより、民間公益活動の自立した担い手の育成や、資金調達手法の多様化にも寄与することが期待されています。

(9) 山口ゆめ花博との連携と成果の継承による県民活動の活性化

- 「世界スカウトジャンボリー」「ねんりんピック」（2015（平成27）年開催）では、大会運営やおもてなしの取組等に多くのボランティアの参加と協力を得て、県民総参加のおもてなしの大会とすることができ、県民活動は大きな盛り上がりを見せました。
- 「山口きらら博」（2001（平成13）年開催）、「国民文化祭やまぐち」（2006（平成18）年開催）、「山口国体・山口大会」（2011（平成23）年開催）等、過去の大会を通じて得られた経験等を、2018（平成30）年開催の「山口ゆめ花博」の成功につなげるとともに、その成果を継承・発展させ、県民活動の一層の活性化に生かしていくことが求められています。

4 基本計画改定の視点

(1) 県民活動の役割拡大と県民活動への理解と参加の促進

- 県民活動は、県民に社会貢献活動への参加機会を提供するとともに、非営利性や柔軟性、機動性などの特徴があることから、行政では対応できないきめ細やかな公共的サービスを供給する重要な担い手として期待されており、その役割は拡大しています。
- こうした県民活動の役割や意義に対する理解を深め、県民誰もが県民活動に参加することが当たり前のような社会を実現していくためには、県民活動に関する普及啓発や情報提供、県民活動団体自身による情報発信を積極的に行うとともに、県民活動に気軽に参加できる環境づくりを一層進めていくことが求められています。

(2) 県民活動団体の持続的発展に向けた活動基盤の強化

- 総じて県民活動団体の活動基盤は脆弱で、人材や資金不足等の課題を抱えています。このため、県民活動団体が自らの目的や使命を達成していくためには、県民からの理解と支持を得て、人的、財政的基盤を充実していくことが求められています。
- 県としては、県民活動団体の自発性や独立性を尊重しながら、県民活動団体が安定的な活動基盤を構築し、自立して、将来に向けて持続的に発展していけるよう、それぞれの状況に応じて効果的な施策の充実に努めていく必要があります。

(3) 県民活動団体と多様な主体との協働の推進

- 県民活動団体が、地域の課題を解決していくためには、行政等の他の主体と協働していくことが不可欠になっていますが、課題が多様化・複雑化する中においては、特定の主体との協働だけでなく、目的を共有する様々な主体と連携・協力し、それぞれの得意分野で能力を発揮しながら対応していくことが効果的であり、こうした多様な主体との協働の仕組みを整備し、広げていくことが期待されています。
- また、県民活動団体にとっても多様な主体との協働が自らの活動の質を高めるとともに、新たな活動分野の開拓にもつながります。

5 基本計画の性格

基本計画は、条例に基づき、県民活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定したものです。

6 基本計画の期間

基本計画の期間は、2018（平成30）年度から2022年度までの5年間とします。

第2章 県民活動の定義と役割等

1 県民活動の定義

(1) 県民活動とは

- 県民活動とは、「営利を目的としない県民の自主的、主体的な社会参加活動で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動」であり、具体的には次表のように捉えることとします。
- 基本計画においては、県民活動団体だけでなく、個人の活動も含めた活動を広く「県民活動」として捉えています。

活動の種類	特徴等
コミュニティ活動	地縁をベースにして、一定の地域を拠点に行われる組織的な活動
ボランティア活動	個人あるいは志を共にするグループが自発的な意思に基づいて、他の人を助けたり、社会に貢献したりする活動（寄附もボランティア活動に含まれる。）
NPO活動	NPO法人やそれ以外の民間非営利組織による組織的な市民活動 ※NPOは、Non Profit Organization の略

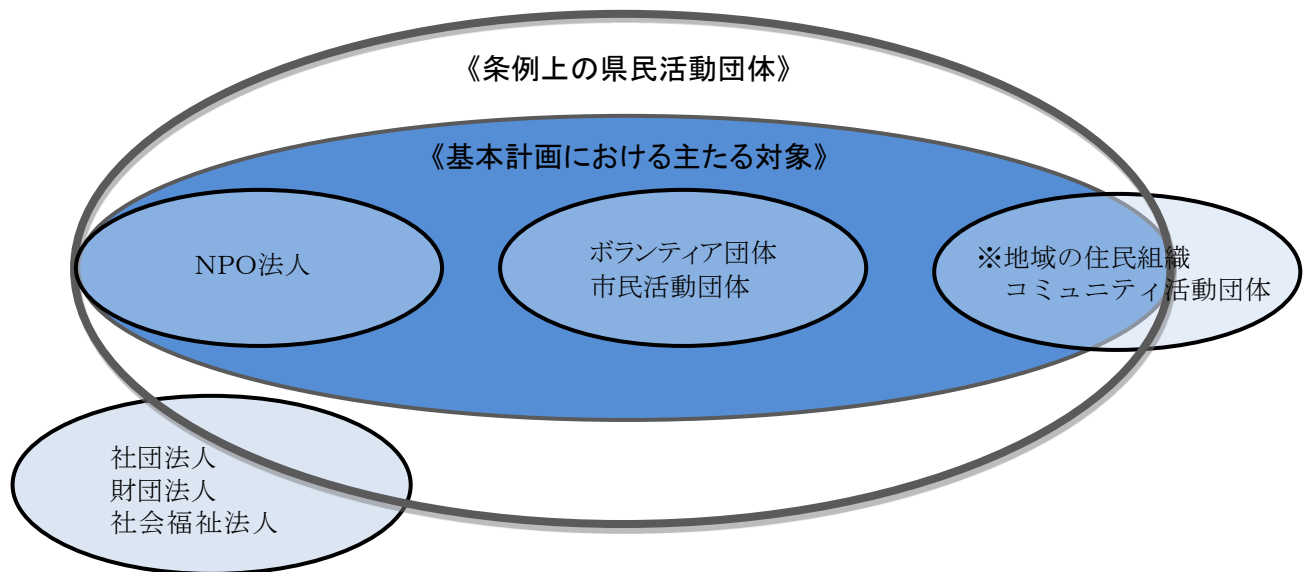
(2) 県民活動団体とは

- 県民活動団体とは、「組織的かつ継続的に県民活動を行うことを主たる目的とする団体であって、その活動が次表のいずれにも該当する団体」と定義します。
- 「組織的かつ継続的」とは、団体としての定められたルールがあり、一過性の活動ではないことを指します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 宗教・政治活動を主たる目的としない活動であること○ 選挙活動を目的としない活動であること○ 営利を目的としない活動であること |
|--|

(3) 県民活動団体のとらえ方とこの計画における主たる対象

- 条例で規定する県民活動団体には、数人規模のグループから法人格を有する大規模な団体まで、様々な形態を想定していますが、基本計画においては、NPO法人、法人格のないボランティア団体や市民活動団体、地域の住民組織、コミュニティ活動団体を主たる対象としています。
- 公益・一般社団法人、公益・一般財団法人、社会福祉法人等については、条例上の県民活動団体となり得ますが、基本計画上は、「県民活動支援機関」又は「各種団体」として、県民活動を支援していく役割を想定しています。



※コミュニティ活動を行う団体については、主たる活動が会員間の共益を目的とした活動であれば、県民活動団体とはなりません。

2 県民活動の役割

県民活動は、県民の自由な意思に基づく活動であると同時に、多くの社会的な役割を担っています。

(1) 社会参加の機会提供

- 県民活動は、県民がそれぞれの使命感や価値観に基づいて、地域社会の課題を自主的、主体的に解決していこうとする活動であり、個性や能力を發揮して社会参加する絶好の機会でもあります。
- 地域社会の中に様々な県民活動団体が存在することによって、多様な社会参加の機会が提供されるとともに、県民活動を通じて、人生の価値を見い出したり、自らの生きがいややりがいなどを実感し、自己実現の場になることも期待されています。

(2) 地域社会の活性化

- 地域において個性あふれる県民活動が展開されることにより、資金、知識、技術、情報などの社会資源が県民に活用され、県民相互の協力関係が生じ、この関係を生かした様々な形のネットワークが形成されることにより、地域の魅力や豊かさが創出され、地域社会が活性化していきます。
- 県民一人ひとりが、生活の中で感じた疑問や体験した困りごとの解決に向けて主体的に県民活動を行うことは、将来を担う子どもをはじめとした県民誰もがいきいきと活躍できる地域社会の実現につながります。

(3) 公共的サービスの提供

- 県民の価値観やライフスタイルが多様化する中で、行政による画一的なサービスの提供や営利を目的とする事業者（企業）*1のみでは地域の特性や生活に根ざしたニーズに的確に対応するには限界があり、きめ細かな公共的サービスを供給する源として、県民活動の役割は重要となっています。

3 県民活動団体と各主体に期待される役割

県民活動団体が、地域社会の課題解決に取り組むとき、地域を構成する様々な主体と目的を共有しつつ、連携・協力していくことが重要になります。

このため、県民活動団体や行政、県民などは、次のような役割が期待されています。

(1) 県民活動団体

- 県民の社会貢献活動に関する関心や意欲を活動につなげて、社会参加の機会を提供するとともに、公益活動を展開することにより、地域の様々な課題を解決する主体としての役割が期待されています。
- 住民ニーズが複雑多様化している中で、県民活動団体は、行政サービスの最適な担い手として、また、行政が効率的なサービスを提供するパートナーとしての役割を發揮することが求められています。

(2) 行政

《 県 》

- 県は、市町や関係団体等と連携して、県民活動を県全体で促進していくための体制を整備するとともに、広域的な視点に立って、県民活動への参加を促進するための普及啓発や団体の育成支援、県内動向の把握・分析などを行います。
- 県民活動に対する市町の理解の促進を図り、市町や市民活動支援センターが実施する県民活動促進のための取組に協力します。
- 職員の意識向上を図るため、県民活動や協働についての理解を深める研修等を行うとともに、県民活動団体との協働を進め、効率的・効果的な行政サービスの提供に努めます。

《 市町 》

- 住民に最も身近な基礎自治体として、地域における県民活動を促進していく上で市町の役割の重要性が増しており、住みよい地域社会の構築に向けて、各市町が主体となって、地域内の県民活動を促進するための環境づくりに取り組むことが期待されています。
- 県民活動団体や事業者等の地域の多様な主体と協働し、住民自治の基本である住民主体の地域づくりの取組が求められています。

(3) 県民

- 県民一人ひとりが、地域社会の主役として、それぞれが暮らす地域社会に関心を持ち、自らが考え行動するとともに、県民活動の意義や役割について理解を深め、県民活動に積極的に参加することが必要です。
- 公益活動を行っている県民活動団体を寄附等により支えるとともに、県民活動団体の適正な事業活動についてチェックしていくことが期待されています。
- 県民活動に関する審議会委員への参画や、パブリックコメントへ意見を提出するなど、行政の政策や施策の策定に積極的に意見を発信することが求められています。

(4) 事業者（企業）

- 事業者（企業）は、本来の経済活動に加え、地域社会の一員として、社会的責任（CSR*2）により、県民活動を自ら行うとともに、県民活動団体の活動が円滑に推進されるよう支援に努めます。

- 従業員に対するボランティア休暇制度を設けるなど、県民活動への参加に配慮するとともに、そのための事業所内の体制の構築に努めます。
- 事業者（企業）のもつ各種資源やノウハウを活かしながら、県民活動団体と協働して、地域課題に取り組むことにより、効果的で有効なサービスの提供ができる仕組みを支援していくことが期待されています。

(5) 県民活動支援拠点

県民活動支援拠点とは、県民活動を支援することを主たる業務の一つとしている拠点施設であり、情報収集・提供機能、相談・仲介機能、交流・連携機能、利用者用スペースや機器の設置など、主として県民が直接利用できる機能を有しています。

《中核的な支援拠点：県民活動支援センター》

- 県民活動支援センターは、全県域を対象とする中核的な支援拠点として、県民活動に関する情報や資料の収集、相談や助言、研修の実施等の支援を行うとともに、施設を有効に活用し、交流や情報交換の場として提供します。
- 県内の支援拠点の中心となって、市民活動支援センター等とネットワークを形成し、連携しながら県民活動を支援するとともに、協働推進のコーディネートを行います。

《地域の支援拠点：市民活動支援センター等》

- 市民活動支援センターや市町ボランティアセンター等の地域の支援拠点は、地域に密着して活動団体のニーズや課題を迅速・的確に把握し、地域の特性を十分に活かした活動ができるよう支援に努めます。
- 活動団体とのネットワークを強化し、地域における様々な課題に協力して対応することが期待されています。

(6) 県民活動支援機関

県民活動支援機関とは、県民活動の支援を主たる業務・事業の一つとしている組織・団体等のうち、行政機関、公益・一般社団法人、公益・一般財団法人、社会福祉法人等であり、県民活動に関する助成事業など、主として事業を通じた支援が期待されています。

《公益財団法人山口きらめき財団》

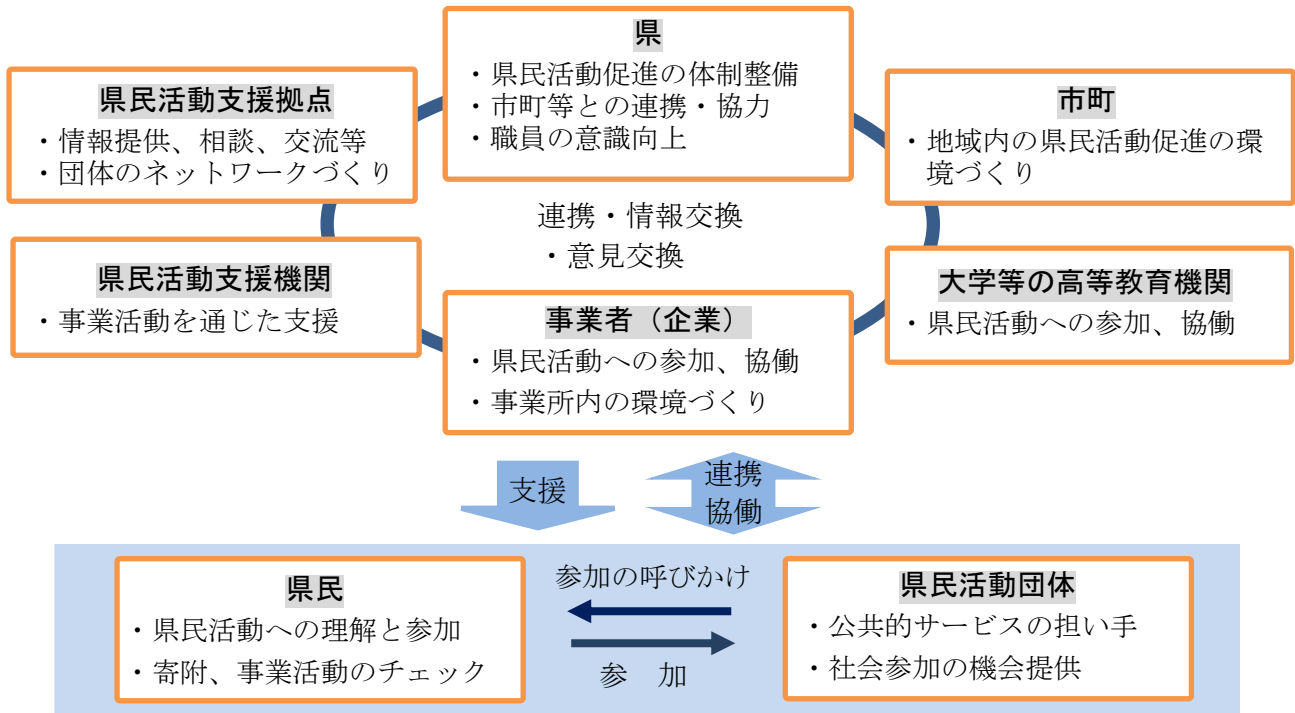
- 「(公財) 山口きらめき財団」は、県民活動の総合的な拠点として、県民活動団体のニーズを踏まえた活動資金の助成や、地域課題への県民の参加促進を図るための啓発等を行います。

(7) 大学等の高等教育機関

- 大学、短期大学、高等専門学校等の高等教育機関は、豊富な知的資源や人材を数多く有しており、地域における社会資本として県民活動を自ら展開することが期待されています。
- 高等教育機関は、行政や県民活動団体等と協働し、学術研究に基づく成果を生かして地域の課題に取り組むことが求められています。

*1 事業者（企業） 本基本計画で事業者とは、企業や商業・農林水産業を営む者を意味しますが、事業者の代表例である企業を併記し、「事業者（企業）」を使用しています。

*2 CSR Corporate Social Responsibility の略で、環境・健康・安全など、社会において企業が果たすべきすべての責任のこと。



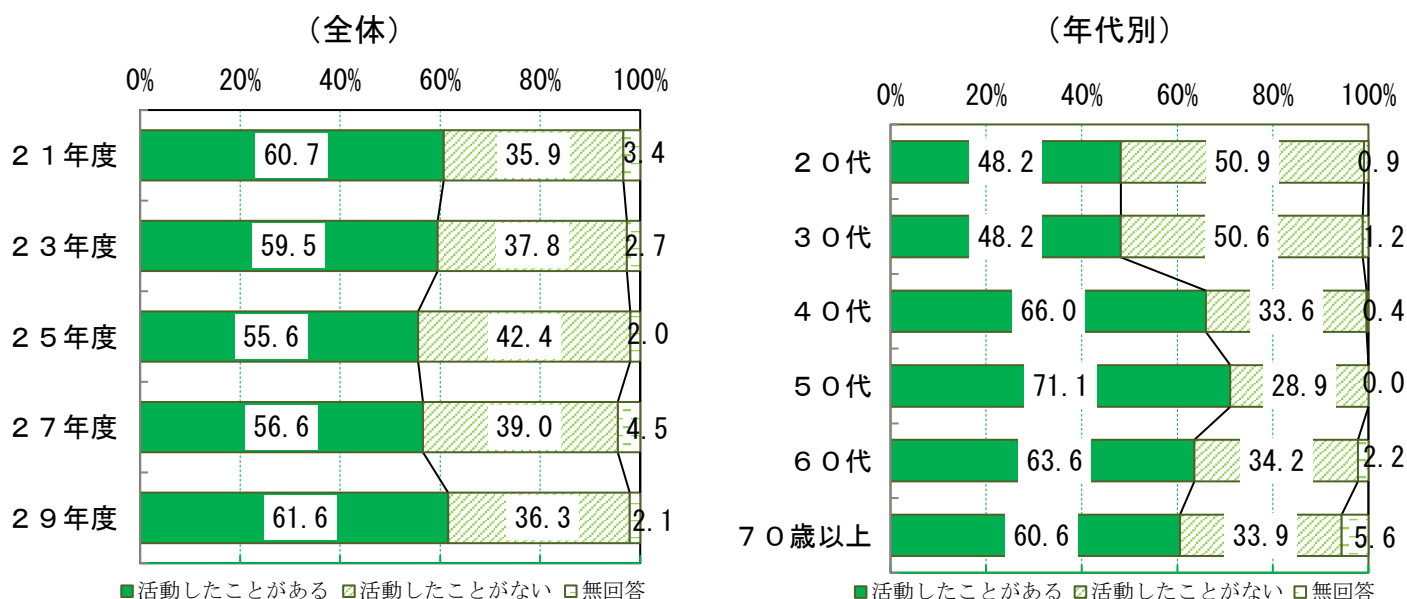
第3章 県民活動の現状と課題

1 現状

(1) 県民活動への参加の状況

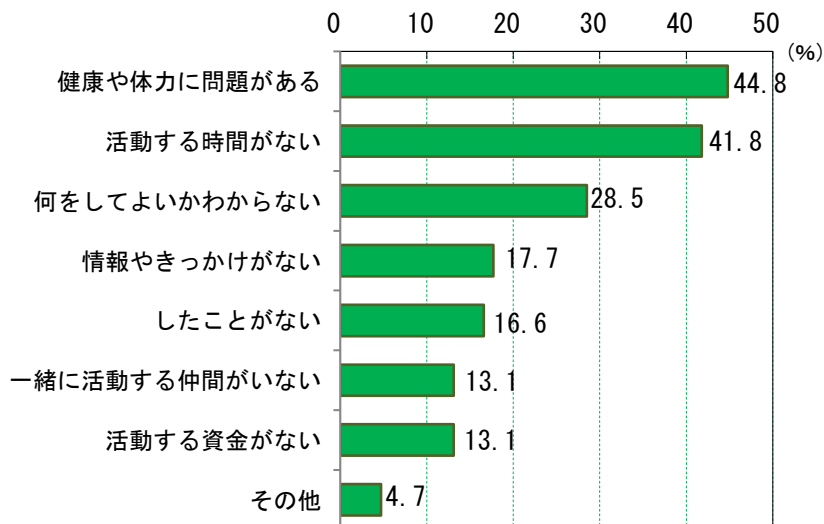
- 県民の約6割が県民活動へ参加したことがあり、年齢別では、50代をピークにそれ以上の年齢層では参加割合が高くなっているものの、20代、30代の若年層では低くなっています。
- 県民活動に参加できない理由としては、「健康や体力に問題がある」や「活動する時間がない」に次いで、「何をしてもよいか分からない」や「情報やきっかけがない」ことが主な原因となっています。

〔県民活動への参加状況〕



(平成29年度県政世論調査)

〔県民活動に参加できない理由〕 (複数回答)

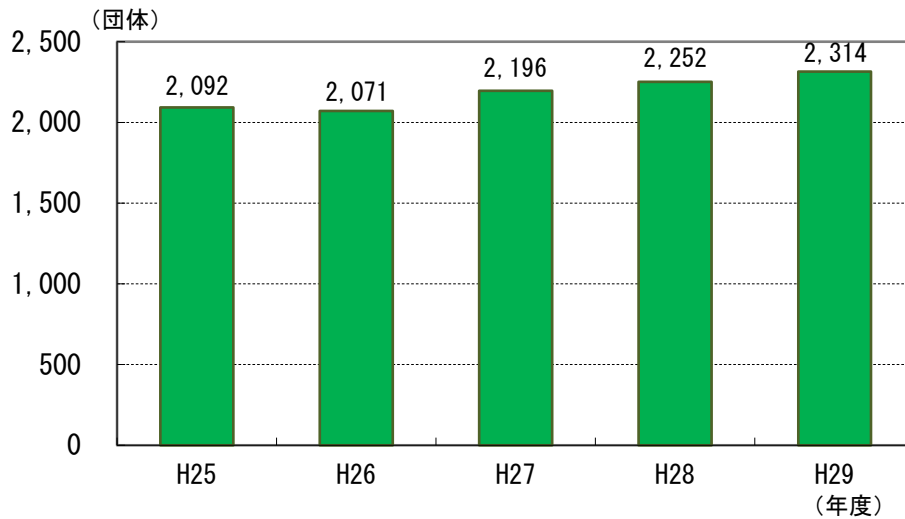


(平成29年度県政世論調査)

(2) 県民活動団体の状況

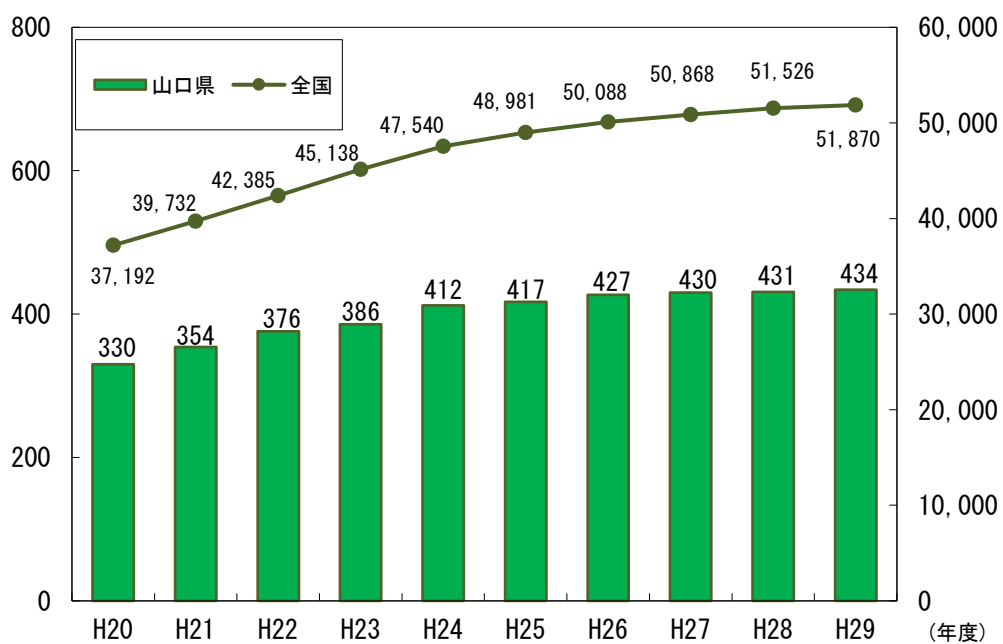
- 県民活動団体数やNPO法人数は、着実に増加しています。

〔県民活動団体数の推移〕



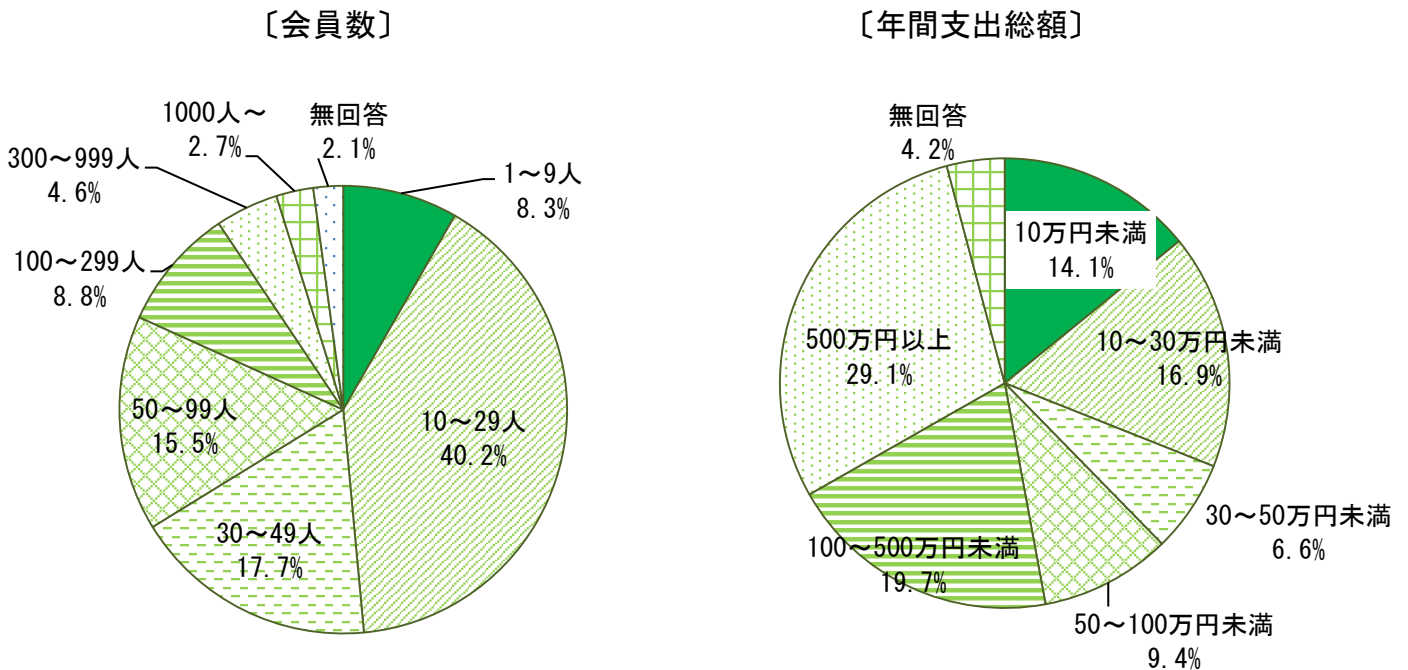
(県民生活課資料)

〔NPO法人数の推移（山口県・全国）〕



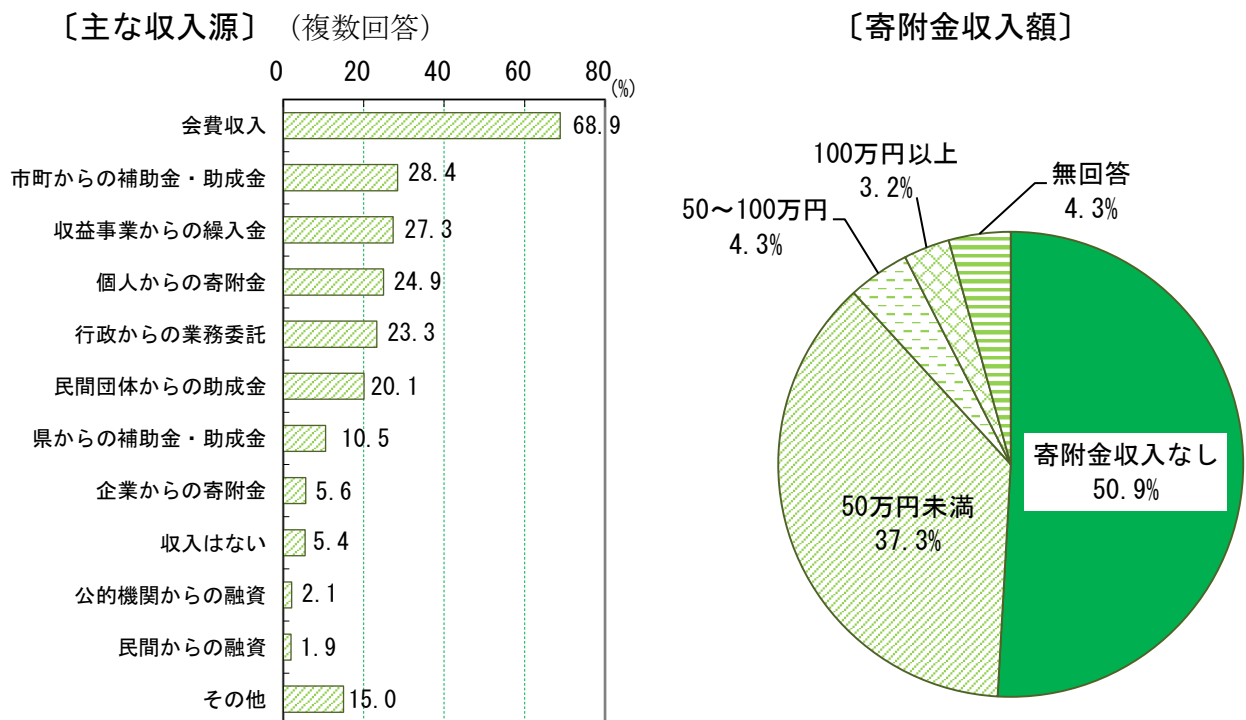
(内閣府及び県民生活課資料)

- 会員数では、30人未満の団体が約半数を占め、また、財政規模でも、常勤職員を雇用するのが難しいと思われる、年間支出総額500万円未満の団体が約7割となるなど、総じて小規模な運営体制となっています。



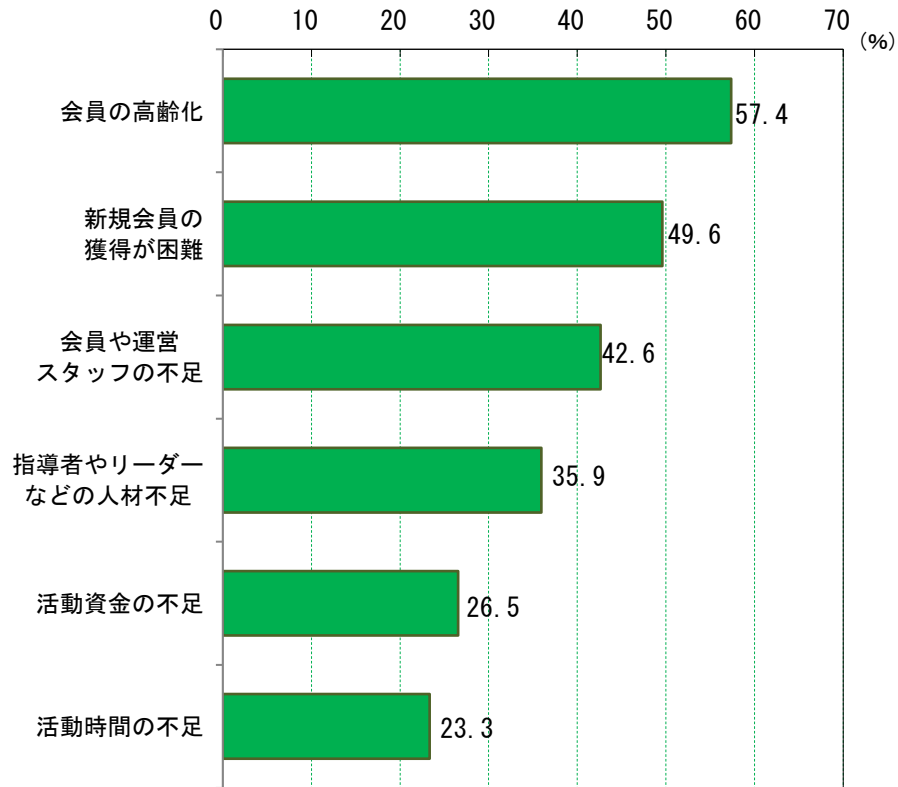
(平成30年度県民活動団体の活動実態調査：以下同じ)

- 主な収入源として、会費収入をあげている団体が約7割を占めており、今後、期待される寄附については、過半数の団体は寄附を受けていないと回答しています。

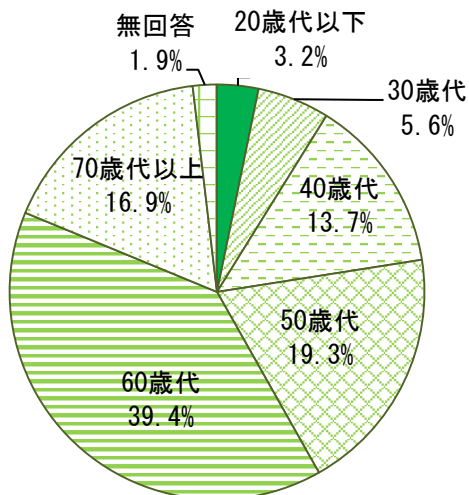


- 活動を行う上での課題としては、「会員の高齢化」、「新規会員の獲得が困難」、「会員や運営スタッフの不足」、「指導者やリーダーなどの人材不足」、「活動資金の不足」の順になっており、人材・財政に関する課題が上位を占めています。

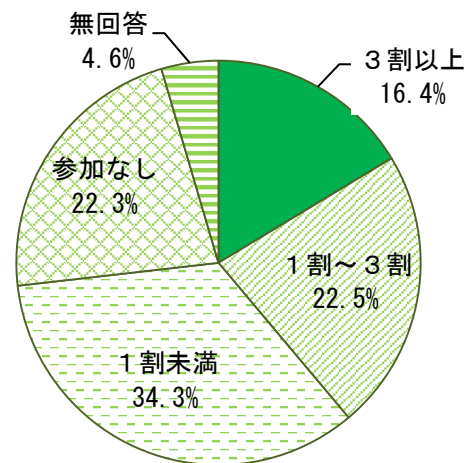
〔活動を行う上での課題〕（複数回答）



〔中心的な活動メンバー〕

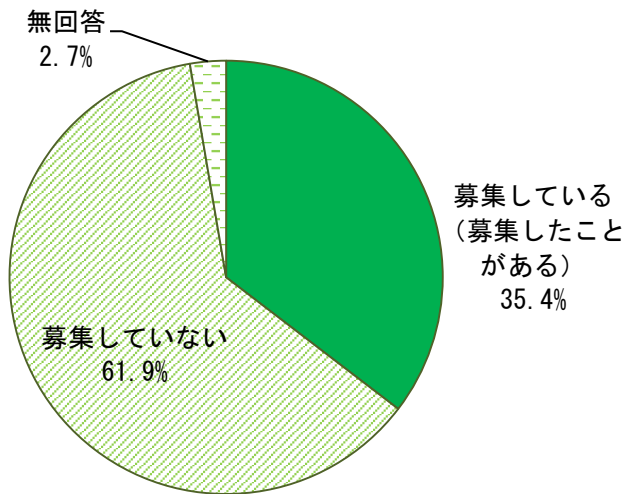


〔活動への若年層の参加〕

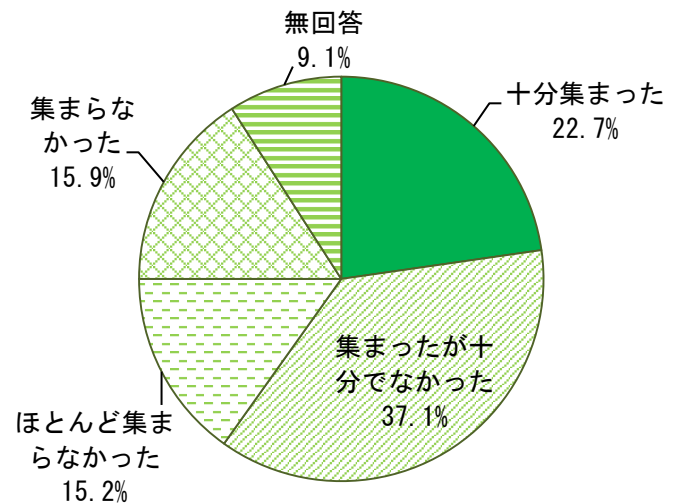


- 約3分の1の県民活動団体が、スタッフや会員以外のボランティアを広く一般に募集している、又は募集したことがあるが、募集の結果、十分に集まった団体は約2割にとどまっており、十分なボランティアを集められていない状況です。

〔ボランティアの募集状況〕

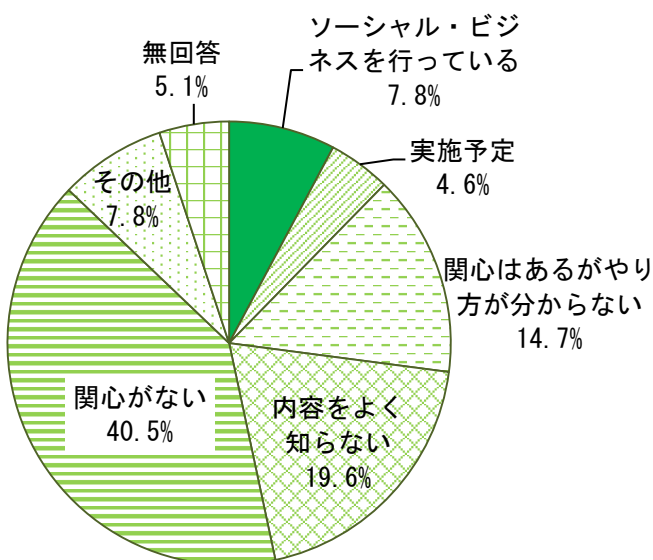


〔ボランティアの募集結果〕

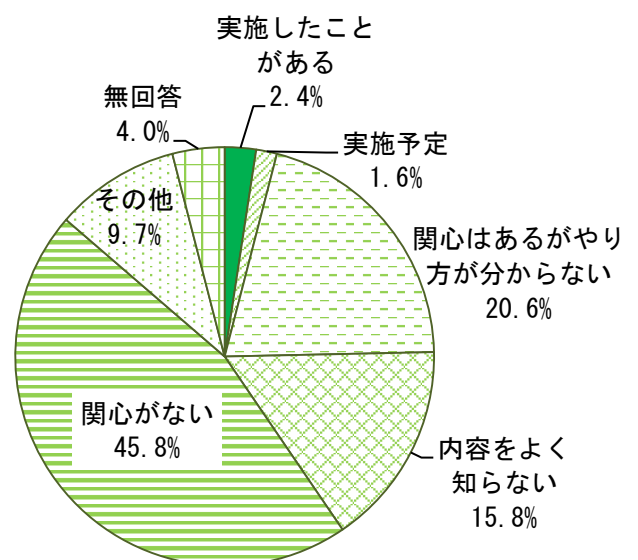


- 県民活動団体の財政基盤の強化にもつながる「ソーシャルビジネス」や「クラウドファンディング」については、約6割の団体が「関心がない」、「内容をよく知らない」と答えており、活用や周知が十分に進んでいない状況です。

〔ソーシャルビジネスへの関心〕

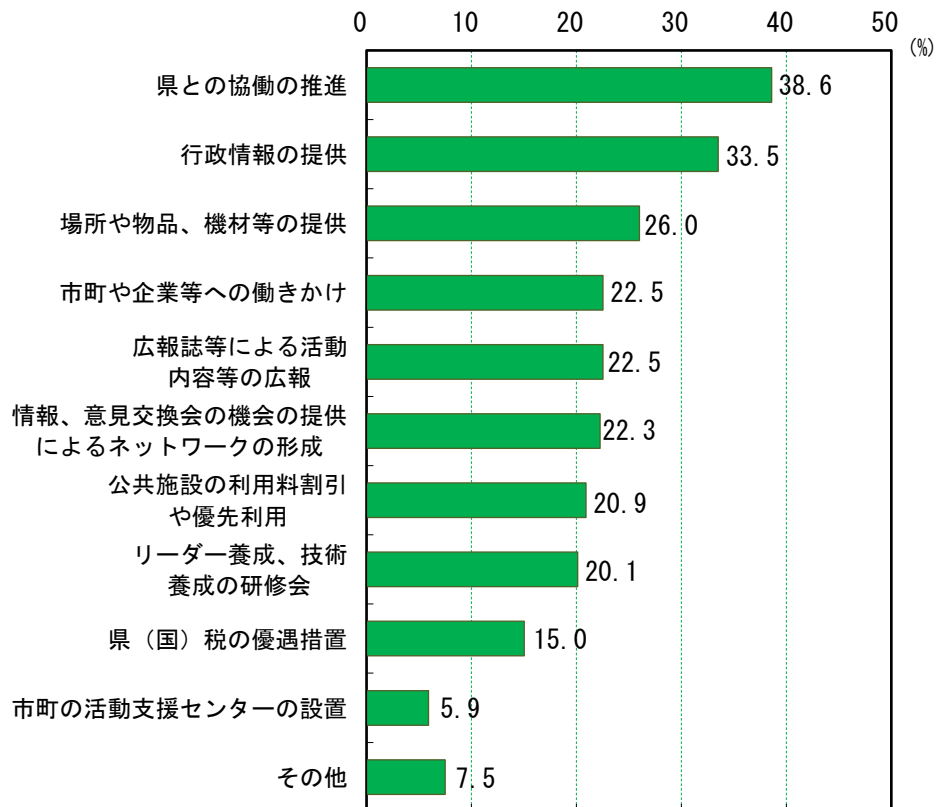


〔クラウドファンディングへの関心〕

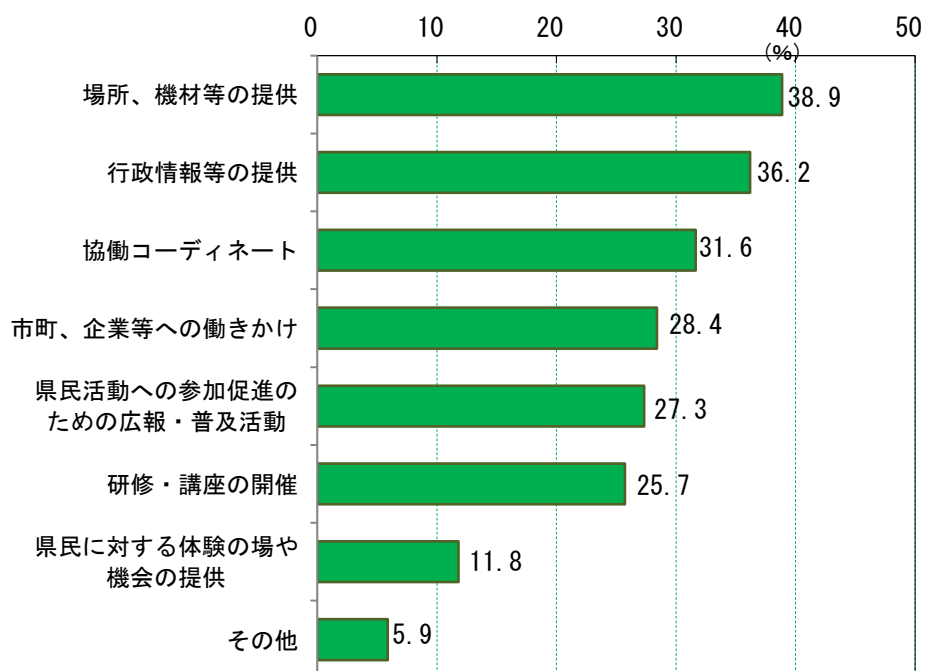


- 県に期待する支援策としては、「県との協働の推進」が約4割と最も多く、次いで「行政情報の提供」、「場所や物品、機材等の提供」の順となっています。
- 市民活動支援センターに期待する役割としては、「場所や機材等の提供」が最も多く、次いで「行政情報等の提供」、「協働コーディネート」の順となっています。

〔県に期待する支援策〕（複数回答）



〔市町の市民活動支援センターに期待する役割〕（複数回答）

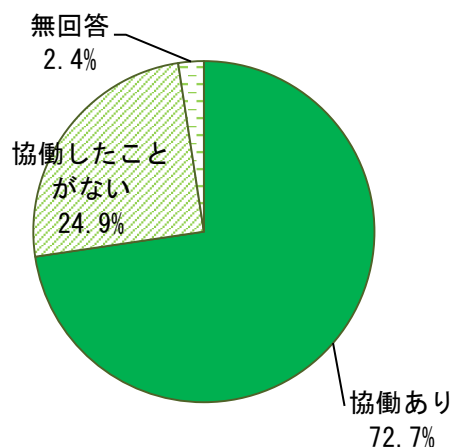


(3) 県民活動団体と他の主体との協働の状況

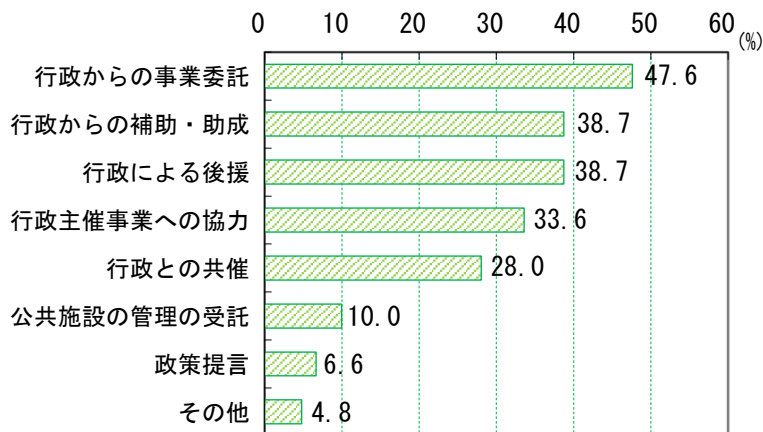
《行政との協働》

- 行政と協働をしたことがある県民活動団体の割合は、約3分の2となっており、その際の協働の内容としては、「行政からの事業委託」、「行政からの補助・助成」、「行政による後援」の順となっています。

〔行政との協働実績〕



〔協働の内容〕 (複数回答)

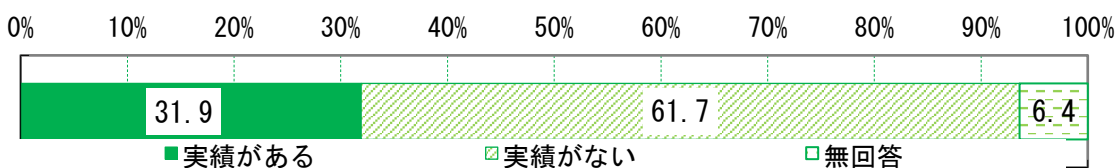


《事業者（企業）との協働》

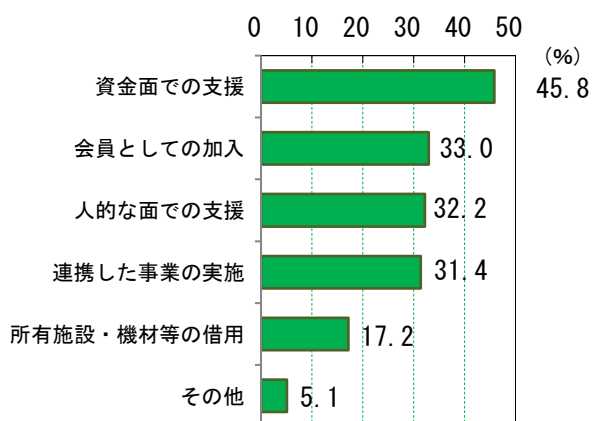
- 事業者（企業）と協働をしたことがある県民活動団体の割合は、約3分の1となっており、協働にあたり期待するものとして「資金面での支援」や「会員としての加入」とがあげられています。

また、協働する際の課題としては、「団体の社会的認知度向上」、「連携・協力の取組方針の明確化」等をあげており、相互理解を深めることが重要となっています。

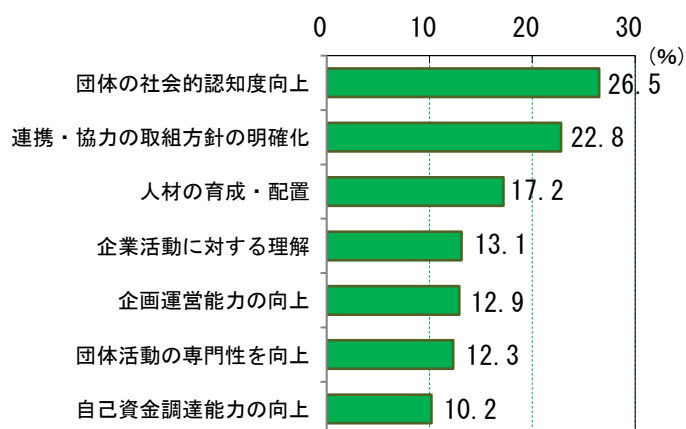
〔事業者（企業）との協働実績〕



〔事業者（企業）への期待〕 (複数回答)



〔協働する際の課題〕 (複数回答)



2 課題

(1) 県民参加のきっかけづくりと県民活動の裾野の拡大

地域のコミュニティ機能の低下や住民ニーズが多様化する中で、地域の担い手としての県民活動の役割は拡大しており、こうした県民活動の意義や役割について理解を深め、参加につなげていくことが重要であり、行政による普及啓発や情報提供、県民活動団体自身による情報発信に加え、県民活動に気軽に参加できる環境づくりを一層進めていくことが求められています。

(2) ライフステージに合わせた参加機会の拡充

できるだけ多くの県民が県民活動に参加できるようにするためには、ライフステージに合わせ、各年齢層のニーズを踏まえながら、参加機会の拡充を行うことが重要となっており、特に、他の世代に比べて県民活動への参加割合が低い大学生や若者など若年層の参加を促進していくことが必要となっています。

(3) 自立的活動に向けた財政基盤の強化

県民活動団体が地域で活動を継続していくためには、県民からの理解と支持を得て、人的、財政的基盤を充実していく必要がありますが、県民活動団体の多くは資金不足など脆弱な運営状態であることから、安定的に自立的な活動ができるよう、財政基盤の強化が求められています。

(4) コーディネート機能の強化

様々な地域の課題を解決するにあたっては、特定の主体との協働のみならず、県民活動団体と行政、事業者（企業）等の多様な主体が連携・協力して、解決する仕組みづくりが必要となっており、多様な主体の協働推進のためのコーディネート機能の強化が求められています。

(5) マッチングの推進

県民活動団体の多くは人材不足の問題を抱えており、県民活動をより効果的に促進していくためには、県民活動に参加したい個人、団体、事業者（企業）等と、実際に県民活動を推進している団体とをつなぎ、マッチングを推進することで、必要な人材を確保していくことが必要となっています。

第4章 基本目標と施策の基本方針

1 基本目標

「県民活動の現状と課題」や「基本計画改定の視点」などを踏まえ、県民活動の目標を次のとおりとします。

誰もが県民活動に参加し、県民パワーで創る“活力みなぎる山口県”

2 施策の基本方針

「基本目標」を実現するため、以下の3つの「施策の基本方針」を定め、県民活動に関する諸施策の推進を図ります。

基本方針Ⅰ 県民活動への理解と参加の促進

- 県民の自主的・主体的な取組である県民活動を推進することは、多様化・複雑化する地域課題の解決や、住民相互の助け合い等を通じ、持続可能で元気な地域社会づくりにつながります。
- このため、県民誰もが県民活動へ参加できるようにするためには、県民一人ひとりが地域社会の一員として自覚を持ち、県民活動が果たしている意義や役割等について理解を深めていく必要があります。様々な手段・場を活用し、県民活動の普及啓発に努めていきます。
- 特に、県民活動団体にとって寄附は貴重な自主財源であることから県民や事業者等に対し、寄附についての理解を促進するなど、寄附文化の醸成を図っていきます。
- また、少子・高齢化の進展等を踏まえ、気軽に身近な県民活動へ参加できるよう、各層毎の特性を踏まえ、ライフステージに応じた情報提供や参加機会の拡充を行うことにより、県民活動への参加を促進していきます。

基本方針Ⅱ 県民活動団体の自立・持続的発展に向けた環境づくり

- 県民活動団体は、地域社会の担い手としての役割が拡大していますが、小規模な団体が多いことから、地域から信頼され、持続的に活動を展開していくためには、活動基盤の強化や透明性の高い事業運営を確保することが求められています。
- このため、県民活動支援センター、山口きらめき財団等と連携し、相談・助言や情報提供、人材育成、助成金の交付等により、その自立的活動を支援するとともに、団体自らの情報公開・情報発信の取組を促進するなど、県民活動団体が自立し、持続的に発展していく環境づくりを行います。

基本方針Ⅲ 県民活動団体と多様な主体との協働の推進

- 地域の課題は、福祉、子育て、教育、環境、防犯など広範囲にわたっており、その課題解決の担い手となる主体も県民活動団体をはじめ、社会福祉協議会、学校・大学、事業者（企業）、行政など様々なものがあります。
- 多様化・複雑化する地域の課題を解決するには、県民活動団体をはじめとする個々の主体が単独で取り組むよりも、様々な主体がそれぞれの特性を活かし、役割を分担しながら取り組むことが効果的であり、県民活動団体と特定の主体との協働の形態だけでなく、行政や事業者（企業）など多様な主体との協働の取組を推進していきます。

解説

「協働」とは

- 「協働」とは、「相互の存在意義を認識し尊重しあい、相互にもてる資源を出し合い対等な立場での共通の目的を達成するため、お互いに協力すること」をいいます。
- 県民活動団体と行政との協働を例にすると、その形態は、「委託」、「補助」、「融資」、「共催」、「事業協力」、「後援」、「政策提言」等様々なものがあります。
- 協働によって、次のような効果が期待されます。

〈県民〉

県民活動の特性を活かしたきめ細かで柔軟なサービスを受けられるとともに新たな活躍の場が広がり、行政への関心や参画意識が高まります。

〈県民活動団体〉

自らの特性を活かしながら、活動の目的や理念をより効果的に実現する場が得られます。

〈事業者（企業）〉

地域への貢献を通じ、社会的な信頼が醸成され、地域社会とのネットワークが形成でき、幅広い視野や経験を有した従業員の育成にもつながります。

〈大学等の高等教育機関〉

地域への貢献を通じ、教育・研究機関として実践的な教育の場が得られ、高度な知識や技能を有する人材の育成にもつながります。

〈行政〉

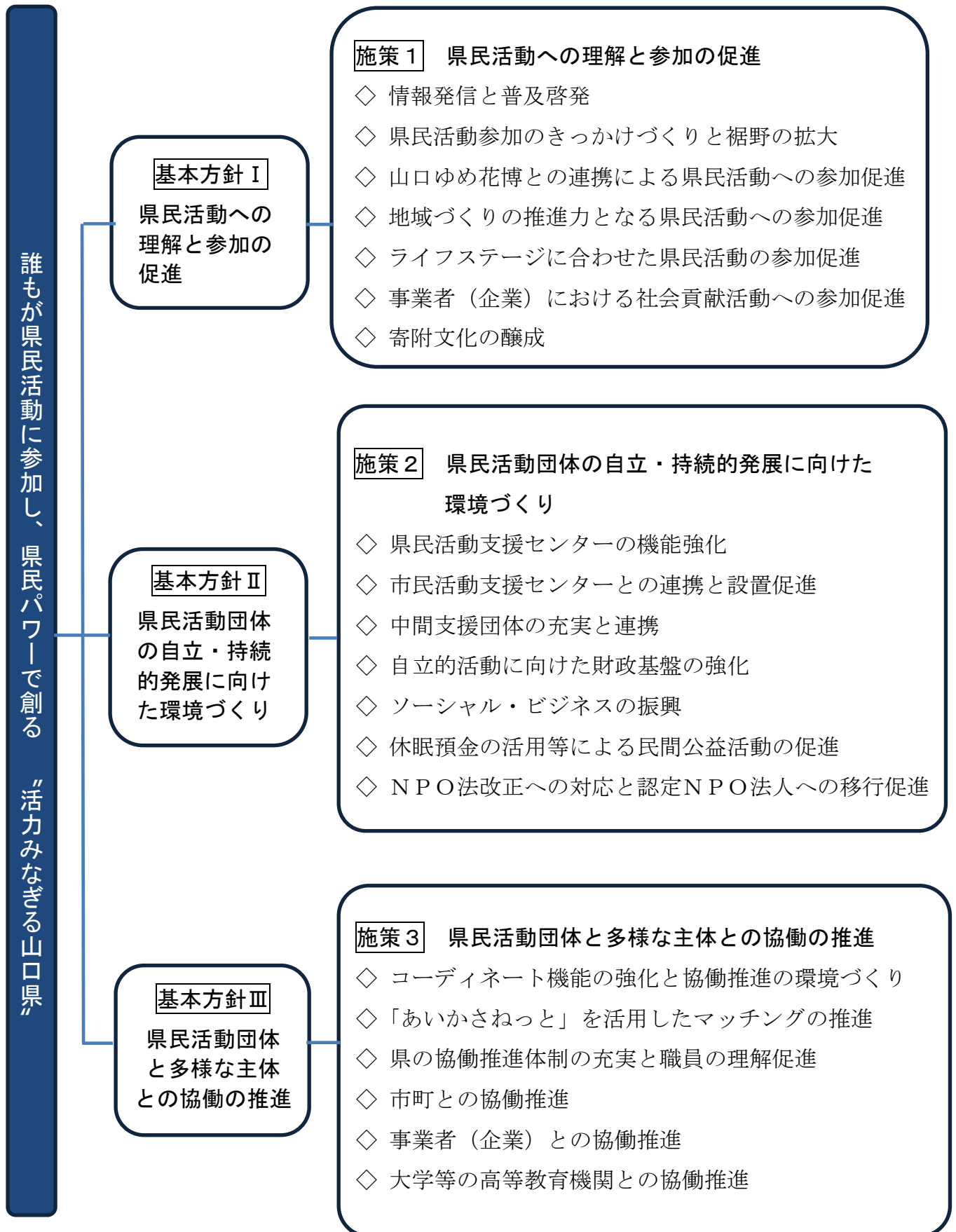
県民活動の特性を活かすことにより、多様化する県民ニーズに対応できるとともに、行政運営のスリム化・効率化が図られます。

《基本方針、施策の体系図》

【基本目標】

【基本方針】

【施策の展開方向】



1 県民活動への理解と参加の促進

地域づくりの推進力となる県民活動を活発化させるため、県民の県民活動に対する理解や関心を深め、県民誰もが県民活動へ参加できるよう、様々な形で情報発信や普及啓発を行うとともに、気軽に参加できるきっかけづくりやライフステージに応じた活動の場の提供等により、参加機会の拡充を図ります。

(1) 情報発信と普及啓発

県民活動に関する情報を多様な広報媒体等によって広く県民に発信し、その活動の意義や役割について理解や関心を深めるとともに、市町や関係団体等と連携し、条例で定める「県民活動促進期間（毎年10・11月）」を中心に普及啓発活動を積極的に展開します。

[具体的な取組]

- 県民活動促進期間における重点的な普及啓発活動の推進
 - ・ 県民活動への参加促進や協働を進めるためのフォーラム等の開催
 - ・ 「チャレンジやまぐち！地域貢献賞」による県民活動団体の表彰、活動紹介
- 県民活動を促進するためのシンボルマークの制定と普及
- 県民活動への参加を促進するための相談支援体制の充実
- 山口県県民活動スーパーネット（以下「スーパーネット」という。）による情報提供の充実
- 県の広報媒体ややまぐち県政出前トークの積極的な活用による普及啓発

(2) 県民活動参加のきっかけづくりと裾野の拡大

県民活動に参加したことのない県民が、気軽に県民活動に参加できるよう、市町等と連携して、全県的にボランティア活動の機会を提供し、積極的な参加を呼び掛ける「ボランティア・チャレンジ」を実施するなど、県民活動参加のきっかけをつくり、県民活動の裾野の拡大を図ります。

[具体的な取組]

- 「ボランティア・チャレンジ」等の推進
 - ・ ボランティア活動への参加促進のための普及啓発の実施
 - ・ 市町と連携した推進期間中におけるボランティア活動の集中的な実施
 - ・ イベントや県の広報媒体を活用したボランティア活動の紹介
- 関係団体と連携した、未経験者が気軽に参加できる体験型イベントの開催
- 参加促進のためのインセンティブの導入

(3) 山口ゆめ花博との連携による県民活動への参加促進

2018（平成30）年9月から11月にかけて開催する山口ゆめ花博では、会場運営やおもてなしの支援等に多くのボランティアの参加が望まれていることから、山口ゆめ花博実行委員会事務局と連携して、県民の参加を進めるとともに、山口ゆめ花博終了後は、その成果を発展・継承させ、県民活動への参加を一層促進します。

[具体的な取組]

- 山口ゆめ花博の運営ボランティアへの県民参加の促進
 - ・「ボランティア・チャレンジ」参加者に対する山口ゆめ花博ボランティア募集の情報発信及び参加呼びかけ
- 山口ゆめ花博の成果を踏まえた県民活動の一層の促進
 - ・山口ゆめ花博ボランティア等関係者、団体、企業、行政等が参加し、県民活動の促進に向けた具体的な方策を検討する「パートナーシップ会議」の開催

(4) 地域づくりの推進力となる県民活動への参加促進

人口減少や高齢化が進行し、地域のコミュニティ機能が低下する中、地域住民が、多様な主体と連携・協働しながら、地域の課題を解決することが求められていることから、災害ボランティア、環境保全活動、中山間地域づくりなどの、地域づくりの推進力となる県民活動を積極的に促進します。

[具体的な取組]

- 災害ボランティア活動への参加促進
 - ・災害ボランティアに係るコーディネーターやリーダーの養成研修の開催
 - ・災害ボランティア活動を支援するためのネットワークづくりの推進
- 環境保全活動への参加促進
 - ・県の広報媒体や各種メディア、イベント等による普及啓発、情報発信、情報ネットワークづくりの促進
 - ・環境保全活動に参加し、実践する人材を育成するための環境教育、環境学習の推進
 - ・県民一斉環境美化活動促進期間の設定と活動の展開
 - ・自主的な環境保全活動を促進するための支援の強化
- 中山間地域の主要な担い手としての参加促進
 - ・中山間地域で活躍する県民活動団体の育成
 - ・中山間地域づくりリーダーの養成研修の開催
 - ・大学生等による中山間地域の活性化に向けた活動に対する支援

(5) ライフステージに合わせた県民活動の参加促進

誰もが当たり前のように県民活動に参加する社会を実現していくためには、ライフステージに応じて、できるだけ多くの県民が継続的に県民活動に参加することが望まれており、それぞれのライフステージに合わせた活動の場や機会の提供等により、県民活動への参加を促進します。

【児童・生徒】

学校、家庭、地域が一体となって児童・生徒の体験活動の機会や場を提供するとともに、県民活動への意識の醸成と活動意欲を喚起する取組を進めます。

【大学生・若者】

20代については、他の世代に比べて県民活動への参加割合が特に低いことから、大学生や若者に対しては、大学等と連携しながら、地域における様々な県民活動へ積極的な参加が図られる環境づくりを進めます。

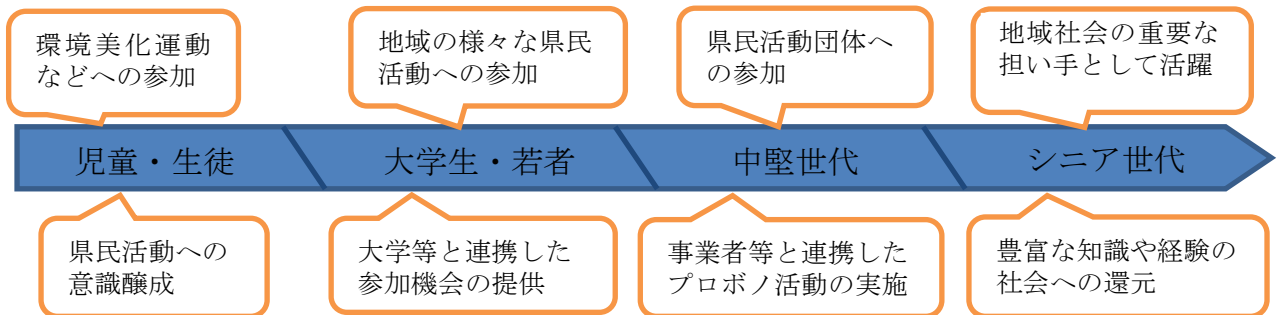
【中堅世代】

事業者等と連携しながら、プロボノ活動や身近な県民活動へ気軽に参加できるような環境づくりを進めます。

【シニア世代】

豊富な知識や経験を有し、県民活動の主演として、地域社会における重要な担い手、新たな互助・共助の担い手として活躍していくことが期待されています。

このため、山口県生涯現役推進センター等と連携しながら、シニアの社会参加に向けた普及啓発や情報提供、人材育成等の環境づくりを進めます。



〔具体的な取組〕

＜児童・生徒＞

- 「やまぐち型地域連携教育*3」の推進等による学校・家庭・地域が連携・協働した体験活動の機会や場の提供
- 児童・生徒や親子向けのボランティア等の活動事例の情報発信や県民活動団体との連携による体験型イベントへの参加促進

＜大学生・若者＞

- 体験型ボランティア活動による参加促進
- 県民活動経験のある若手従業員(学生OB)と大学生とのネットワークづくり
- 大学等と連携した参加機会の拡充やSNS*4を活用した情報提供

＜中堅世代＞

- 事業者等と連携したボランティア休暇の活用等による参加促進や身近な県民活動の情報発信

＜シニア世代＞

- 県生涯現役推進センター等と連携した情報提供や仲間づくり、リーダー養成等の支援の充実
- 産学公連携による社会参加に向けた普及啓発や環境づくりの推進

(6) 事業者（企業）における社会貢献活動への参加促進

地域経済の担い手である事業者（企業）は、財・サービスの提供や雇用の創出を行うなど、経済活動を通じて地域社会に活力をもたらす一方で、地域社会の一員として、社会的責任意識が高まっており、社会貢献活動への参加が期待されています。

このため、市町や関係団体等と連携しながら、事業者（企業）が積極的に社会貢献活動へ参加できるような環境づくりを進めます。

[具体的な取組]

- 事業者（企業）に対する県民活動の啓発や情報提供、活動団体の紹介等による理解促進
- 事業者（企業）、従業員等を対象とした社会貢献活動のセミナーの開催
- 関係者が一堂に会した説明会の開催や、具体的な連携取組の紹介など、事業者（企業）と県民活動団体との連携機会の創出
- 社会貢献活動に積極的なモデル事業所の指定・周知
- 事業者（企業）による寄附事例の紹介やPRなど寄附を促す仕組みづくり
- 事業所におけるボランティア休暇制度の普及や退職前教育への協力
- 経営者や従業員の専門性を活かしたプロボノ活動*5の促進

(7) 寄附文化の醸成

寄附は県民活動への参加の一つの形態であり、県民が県民活動団体に寄附することは、県民活動団体の活動を支援するだけでなく、県民が自ら社会的課題に県民活動団体とともに取り組み、当事者として社会に参画する意義をもっています。

このため、県民や事業者（企業）等に県民活動団体への寄附に対する理解や関心を高め、積極的に寄附を行うような社会の実現を目指し、寄附文化の醸成を進めます。

[具体的な取組]

- 県民に対する、寄附のメリットや先進事例の紹介等による理解促進
- 県民、事業者（企業）等を対象とした寄附促進のためのセミナー等の開催
- マスメディアや県ホームページ等を活用した寄附促進のPR
- 県民活動団体への寄附の実態調査と結果公表
- 寄付月間（12月）と連携した広報活動

【評価指標】

「県民活動への理解と参加の促進」に向けて、県民の理解と参加状況を合わせて評価する指標として、「県民活動団体数」と「県民活動をしたことがある県民の割合（県政世論調査）」を設定します。

目標値は、現状から着実な増加を図ることを基本とし、特に、「県民活動をしたことがある県民の割合」については、そのピークが、国民文化祭が開催された2006（平成18）年度の63.8%であることから、それを上回る65%とします。

名称	現状値	目標値
県民活動団体数	2, 314 団体 《2017(平成 29)年度末》	2, 450 団体 《2022 年度末》
県民活動をしたことがある 県民の割合(県政世論調査)	61.6% 《2017(平成 29)年調査》	65% 《2021 年調査》

- *3 **やまぐち型地域連携教育** コミュニティ・スクールが核となり、本県独自の地域協育ネットの仕組みを生かして、各中学校区で地域のネットワークを形成し、学校・家庭・地域が連携・協働することにより、社会総がかりで子どもたちの学びや育ちを見守り支援する取組のこと。
- *4 **SNS** ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWebサイトで、代表的なものとして、「フェイスブック」、「ツイッター」等があります。
- *5 **プロボノ活動** 弁護士や会計士など専門性の高い人だけでなく、仕事上身に付けた営業、総務、企画等の専門的な知識や技術を活かして社会貢献するボランティア活動。

2 県民活動団体の自立・持続的発展に向けた環境づくり

地域に根ざす県民活動団体は、県民の理解と支持を得て、社会的な信頼性を向上させながら、活動を展開していくことが求められており、県としては、県民活動団体が自立し、持続的に活動が発展していけるよう、県民活動支援センターや山口きらめき財団等と連携し、活動基盤の強化や人材育成、情報提供など様々な支援を効果的に実施していきます。

(1) 県民活動支援センターの機能強化

県民活動支援センターの機能を高め、県内全域における県民活動を促進する中核的支援拠点としての充実を図ります。

また、指定管理者制度を活用し、NPO法人の自主性や機動性を活かした運営により、利用者のニーズや実情に応じた、きめ細かくより質の高いサービスを提供します。

[具体的な取組]

- 情報収集・提供機能の充実
 - ・スーパーネットによる情報提供と機能拡充
 - ・メールマガジン「さぼ〜とメール」の充実
 - ・SNS等の活用によるターゲットを絞った情報発信
- 相談・助言機能の充実
 - ・スタッフの資質向上による一般相談の充実
 - ・専門家派遣による相談・指導
- 人材育成・研修機能の充実
 - ・県民活動のリーダー養成研修
 - ・会計や税務、労務、登記等のスキルアップ研修
 - ・協働や寄附促進、広報（情報発信）等の課題解決研修
- 交流・連携・協働機能の充実
 - ・交流や情報交換の場の提供
 - ・市民活動支援センターや山口きらめき財団等とのネットワーク形成
 - ・県民活動の協働の推進
- 県民活動に関する調査・研究機能の充実

< 県民活動支援センターの支援のイメージ >



(2) 市民活動支援センターとの連携と設置促進

県内には、市町における県民活動を支援・促進するため市民活動支援センターが10市に設置され、公設公営や公設民営、民設民営により運営されています。これらの施設について、県民活動支援センターを中心にネットワーク化を図り、情報交換や相談助言により、機能の充実等を促進します。

また、市民活動支援センターが未設置の市町に対しては、その設置を促すとともに、地域の実情に応じたセンターの設置ができるよう、必要に応じてノウハウや情報の提供など、設置に向けた支援を行います。

[具体的な取組]

- 県民活動ネットワーク会議等を活用した連携
- 市民活動支援センターの未設置市町に対する設置の働きかけと設置支援

(3) 中間支援団体の充実と連携

中間支援団体は、県民活動団体を支援することを主たる業務とする県民活動団体であり、自ら政策提言を行うほか、県民活動団体と行政等との協働のコーディネーターや、県民活動団体による政策提言の意見調整を行うなど、重要な役割を担っています。

県は、県民活動支援センター等と連携し、人材育成など中間支援団体のレベルアップにつながる取組を支援するなど、中間支援団体の育成を図り、連携を強化していきます。

[具体的な取組]

- 中間支援団体における人材育成のための研修会の開催
- 県内各地域や活動分野別の中間支援団体のネットワーク化の推進

(4) 自立的活動に向けた財政基盤の強化

県民活動団体が地域から信頼され、自立的活動を行うためには、財政基盤を強化していく必要があります。公益団体や行政、企業等からの支援、会費収入、寄附収入の充実を図ります。特に、寄附募集に関する研修会の開催やファンドレイザー*6の育成等により、寄附促進の仕組みづくりを進めていきます。

また、県民活動団体における資金調達の方法として、住民自らの意志を活かすことのできる「クラウドファンディング*7」や、社会的な利益を第一の目的とし経済的な利益も同時に目指す「ソーシャルインパクトボンド*8」など、新たな社会的投資の手法に注目が集まっており、県としては、こうした手法の活用を促進します。

[具体的な取組]

- (公財)山口きらめき財団や(一財)地域活性化センター等の助成事業の活用促進
- 寄附募集に関する研修会の開催や先進事例の収集と県民活動団体への情報提供
- 中間支援団体等におけるファンドレイザー育成
- 「クラウドファンディング」や「ソーシャルインパクトボンド」などの新たな資金調達手法に関する情報収集や提供、普及啓発や人材育成
- NPO法人に対する県税(県民税、不動産取得税、自動車取得税)の課税免除
- 助成金等の情報提供や有効活用に関する研修会の開催

(5) ソーシャル・ビジネスの振興

地域住民自らが地域の問題解決に向けた公益的な活動を、地域資源を活用しながら継続的な形で展開していくソーシャル・ビジネス*9については、新たな創業を通じた雇用の場の創出や、県民活動団体の財政基盤の安定にもつながることから、ソーシャルビジネスの創出に向けて、県内における先駆的モデルを構築し、その普及を図るなど、市町や関係団体等と連携し、その振興・発展を支援していきます。

[具体的な取組]

- ソーシャル・ビジネスの創出支援
 - ・創業希望者の掘り起し・ノウハウの習得支援
 - ・モデル事業の構築
 - ・専門家による相談体制の整備
- ソーシャル・ビジネスの普及啓発や人材育成
- ソーシャル・ビジネス支援のためのネットワークの形成

(6) 休眠預金の活用等による民間公益活動の促進

2018（平成30）年1月に「休眠預金等活用法」が施行され、国や地方公共団体による対応が困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として、休眠預金等が民間団体の行う公益に資する活動に活用されることとなりました。

この制度は、休眠預金等を活用し、民間団体の創意や工夫により、地域の社会的な課題の解決を図るもので、民間公益活動の自立した担い手の育成や、資金調達手法の多様化にも寄与することが期待されることから、国や関係機関、市町や関係団体等と連携し、その活用を支援します。

[具体的な取組]

- 休眠預金等を活用した民間公益活動の促進のための普及啓発や人材の育成
- 地域の社会課題の把握やそれを解決するために活動する多様な関係者をつなぐネットワークの構築支援

(7) NPO法改正への対応と認定NPO法人への移行促進

2016（平成28）年のNPO法の改正では、認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等によりNPO法人がより迅速に設立可能となる一方、NPO法人は積極的な情報公開に努めることとされ、貸借対照表の公告の義務化や、内閣府運営のNPO法人ポータルサイト*10に事業報告書の掲載や詳しい活動内容等の追加の情報をNPO法人自ら発信することが可能となるなど情報提供の拡大も行われたところであり、指導や周知を図っていきます。

また、寄附税制の優遇措置を受けられる認定制度については、NPO法人の大きな課題である資金不足を解消し、活動の充実を図っていく上で大変有効な制度ですので、取得促進に向けて研修会の開催等を行います。

[具体的な取組]

- 任意団体のNPO法人化の促進
- 改正NPO法の周知・広報
- NPO法人会計基準の普及
- 認定NPO法人の取得促進に向けた研修会や専門家による個別指導等の実施
- NPO法人ポータルサイト（内閣府運営）、県ホームページ等の活用による情報の発信

【評価指標】

県民活動団体の自立・持続的発展に向けた環境づくりに向けて、支援が進んでいるかを評価する指標として「地域の支援センターの設置市町数」を、県民活動団体の自立・持続的発展が進んでいるかを評価する指標として「認定NPO法人数」を設定します。

目標値は、現状から着実な増加を図ることを基本とし、特に、「地域の支援センターの設置市町数」については、県下全域で必要な体制が整備されるよう、県内全19市町とします。

名称	現状値	目標値
地域の支援センターの設置 市町数	9市 《2017(平成29)年度末》	19市町 《2022年度末》
認定NPO法人数	6法人 《2017(平成29)年度末》	12法人 《2022年度末》

- *6 **ファンドレイザー**（資金調達推進者） 県民活動団体等民間非営利団体の活動のために、県民・事業者等に活動の意義等を伝え、理解と賛同を得ることで寄附に結びつけるほか、事業、助成金等により資金を調達する。
- *7 **クラウドファンディング** 「こんなモノやサービスを作りたい」「世の中の問題をこんなふうに解決したい」といったアイデアやプロジェクトを持つ者が、インターネットを通じて、世の中に呼びかけ共感した人から広く資金を集める方法。
- *8 **ソーシャルインパクトボンド** 革新的な官民連携の社会的投資モデル。一例として、NPO等が民間の投資家から資金を調達して、行政等に代わって福祉や健康づくりなどの事業を行い、得られた社会的価値（成果）に応じて、行政等から対価を受け取り、投資家へリターンとして支払う。財政支出の削減と革新的な公共サービスの提供が可能になる。
- *9 **ソーシャル・ビジネス** ビジネスとして収入を得ながら地域の課題解決を目指す取組のことで、高齢者等向けの買い物代行、子育て支援等が挙げられます。
- *10 **NPO法人ポータルサイト** 内閣府のホームページ上で、全国のNPO法人の情報を発信しているサイト。NPO法人自ら活動情報等を掲載することができます。

3 県民活動団体と多様な主体との協働の推進

県民活動団体が地域の様々な課題を解決するには、県民活動団体と他の主体が連携しながら質の高いサービスを提供できるよう、協働を推進していく必要があります。

地域の課題が多様化・複雑化する中であっては、特定の主体だけでなく、行政や企業等、様々な主体と連携・協力していくことが効果的であることから、「あいかさねっと」の活用や、市町のコーディネート機能の強化等により、多様な主体との協働を推進します。

(1) コーディネート機能の強化と協働推進の環境づくり

地域の課題が多様化・複雑化する中で、その解決を図るためには、地域の実情や取組内容等に対応した効果的なコーディネートが行われるよう支援し、県民活動団体と行政や事業者などの多様な主体との協働を推進することが重要です。

このため、新たに県コーディネーターを配置し、ボランティアのマッチングや、多様な主体との協働の推進、市町のコーディネート機能の強化を図るとともに、県民活動支援センターにおいて、県民活動団体と他の主体との協働の取組の支援や、中間支援団体等における協働推進のための人材育成を行います。

[具体的な取組]

- 県民活動団体と行政、事業者（企業）等との協働を進めるための新たな指針の策定
- 地域の実情や取組内容等に対応した具体的なコーディネート手法の調査・研究
- 県コーディネーターの配置
 - ・ボランティアのマッチング
 - ・協働に向けた企業等の掘り起しやコーディネート
 - ・団体や市町、市民活動支援センター、事業者（企業）等とのネットワーク構築やマッチング手法に対するアドバイス
 - ・協働推進の場（パートナーシップ会議）の調整
- 地域のコーディネート機能の強化に向けた、市町や市民（町民）活動支援センター、中間支援団体等における協働推進のための人材養成研修会の開催
- 協働を推進するためのフォーラム等の開催や県ホームページ等を活用した先駆的事例の紹介

(2) 「あいかさねっと」を活用したマッチングの推進

ボランティアに関する情報をインターネットで提供し、ボランティアをしたい個人・団体・企業とボランティアをしてほしい団体とをつなぐ「あいかさねっと」の利用促進を図り、ボランティアのマッチングを推進していきます。

[具体的な取組]

- 「あいかさねっと」の周知、普及啓発及び情報提供方法の充実
 - ・県民活動促進期間における重点的な普及啓発活動の推進
 - ・各種イベント、研修会等を活用した情報提供、登録促進
 - ・県コーディネーターの活動と連携した企業、団体等への情報提供、登録促進

(3) 県の協働推進体制の充実と職員の理解促進

県民活動団体との協働により効率的・効果的なサービスが提供できるよう、全庁的な共通認識を図り、各分野における施策、事業について積極的に協働を推進していきます。

また、県民活動団体に対して、必要な情報の公開・提供や、県の政策立案過程における県民活動団体の政策提案等の機会を確保するとともに、県職員に対しては、県民活動や協働に関する情報提供等を行い、職員の理解の促進を図ります。

[具体的な取組]

- 県の広報媒体ややまぐち県政出前トークの活用による情報公開の充実
- 県民活動に関する施策の進行管理、情報提供
- 政策立案時におけるパブリック・コメント募集
- 審議会等における県民活動団体関係者の参加促進

(4) 市町との協働推進

県内全域で県民活動団体との協働を推進していくためには、最も身近な行政組織である市町が、地域の実情を踏まえながら、主体となって取組を進めていく必要があります。

このため、市町の自主性を尊重しつつ、協働の推進に向けて、県コーディネーターによる各種支援や、市町との意見・情報交換や施策の連携、ノウハウの提供等を行うとともに、県民活動支援センターと市民活動支援センター等との連携を強化し地域における協働の取組が推進されるよう協力・支援します。

[具体的な取組]

- 県コーディネーターによる支援
 - ・ 団体、企業等とのネットワーク構築や、マッチング手法に対するアドバイス
 - ・ 協働推進のための養成研修会の実施
 - ・ 協働推進の場（パートナーシップ会議）の開催支援
- 市町担当課長会議等における協働に関する意見・情報交換やノウハウの提供等
- 市町とコミュニティ活動やボランティア活動等を行う者との交流の促進
- 市町職員を対象とした研修会の開催
- 県民活動支援センターのコーディネートによる地域の協働の取組の支援

(5) 事業者（企業）との協働推進

事業者（企業）が県民活動のもつ創造性や先駆性に着目し、県民活動団体と事業者（企業）とが協働することで、双方の長所を活かした、より効果的な取組が期待できます。

協働を進めるに当たっては、相互に理解を深めることが重要であることから、関係者が一堂に会した説明会の開催や、具体的な連携取組の紹介など、事業者（企業）と県民活動団体との連携機会を創出するとともに、県民活動支援機関等と連携して、協働を推進するためのノウハウや事例紹介等の普及啓発や両者の協働を促進する環境づくりを行います。

[具体的な取組]

- 関係者が一堂に会した説明会の開催や、具体的な連携取組の紹介など、事業者（企業）と県民活動団体との連携機会の創出〔再掲〕
- 事業者（企業）による寄附事例の紹介やPRなど寄附を促す仕組みづくり〔再掲〕
- 経営者や従業員の専門性を生かしたプロボノ活動の促進〔再掲〕
- 県民活動支援機関等と連携したノウハウや事例の紹介
- 県民活動スーパーネットの「社会貢献バンク」等による事業者（企業）情報と県民活動団体情報の発信

(6) 大学等の高等教育機関との協働推進

大学等の高等教育機関は、豊富な知的資源や人材を数多く有しており、県民活動を自ら展開するほか、行政や県民活動団体等と連携することで地域の課題解決に向けた取組を進めていく必要があります。

また、学生に県民活動の参加機会の提供を行うとともに、学生の自発的な活動が推進されるよう支援・協力します。

[具体的な取組]

- 行政、県民活動団体と大学等との連携による地域の課題解決の推進
- 学生への県民活動の機会の提供
- 体験型ボランティア活動による若年層の参加促進〔再掲〕
- 県民活動経験のある若手従業員（学生OB）と大学生とのネットワークづくり〔再掲〕
- 大学等と連携した参加機会の拡充やSNS等を活用した情報提供〔再掲〕

【評価指標】

「県民活動団体と多様な主体との協働」に向けて、実際に協働が進んでいるかを評価し、かつ、山口県独自の取組である「あいかさねっと」の活用状況を確認するための指標として『「あいかさねっと」等を通じたボランティアのマッチング数』を設定します。

目標値は、現状から着実な増加を図ることを基本とし、最終年度（2022年）には年間300人以上の新たなマッチングが可能となるような値を設定します。

名称	現状値	目標値
「あいかさねっと」等を通じたボランティアマッチング数（累計）	208人 《2017(平成29)年度》	1,500人 《2022年度》

1 推進体制

基本計画は県民活動を総合的・計画的に進めるためのものであり、関係施策を総合的に調整し、効果的に実施するため、庁内における推進体制を充実するとともに、市町及び県民活動支援機関等と緊密に連携していきます。

(1) 庁内における推進体制

県は、知事を本部長とする「山口県県民活動推進本部」において、基本計画に基づく県民活動に関する県の施策について検討・調整を行い、庁内関係部局の連携を図りながら推進していきます。

(2) 山口県県民活動審議会

条例の規定に基づき、基本計画も含め、県民活動に関する重要事項を調査・審議し、施策についての建議を行います。

(3) 市町及び県民活動支援機関等との連携

県は、県民活動の促進に関する施策について、市町との連絡調整・情報交換のための会議の開催等を通じ、市町と連携して計画を推進します。

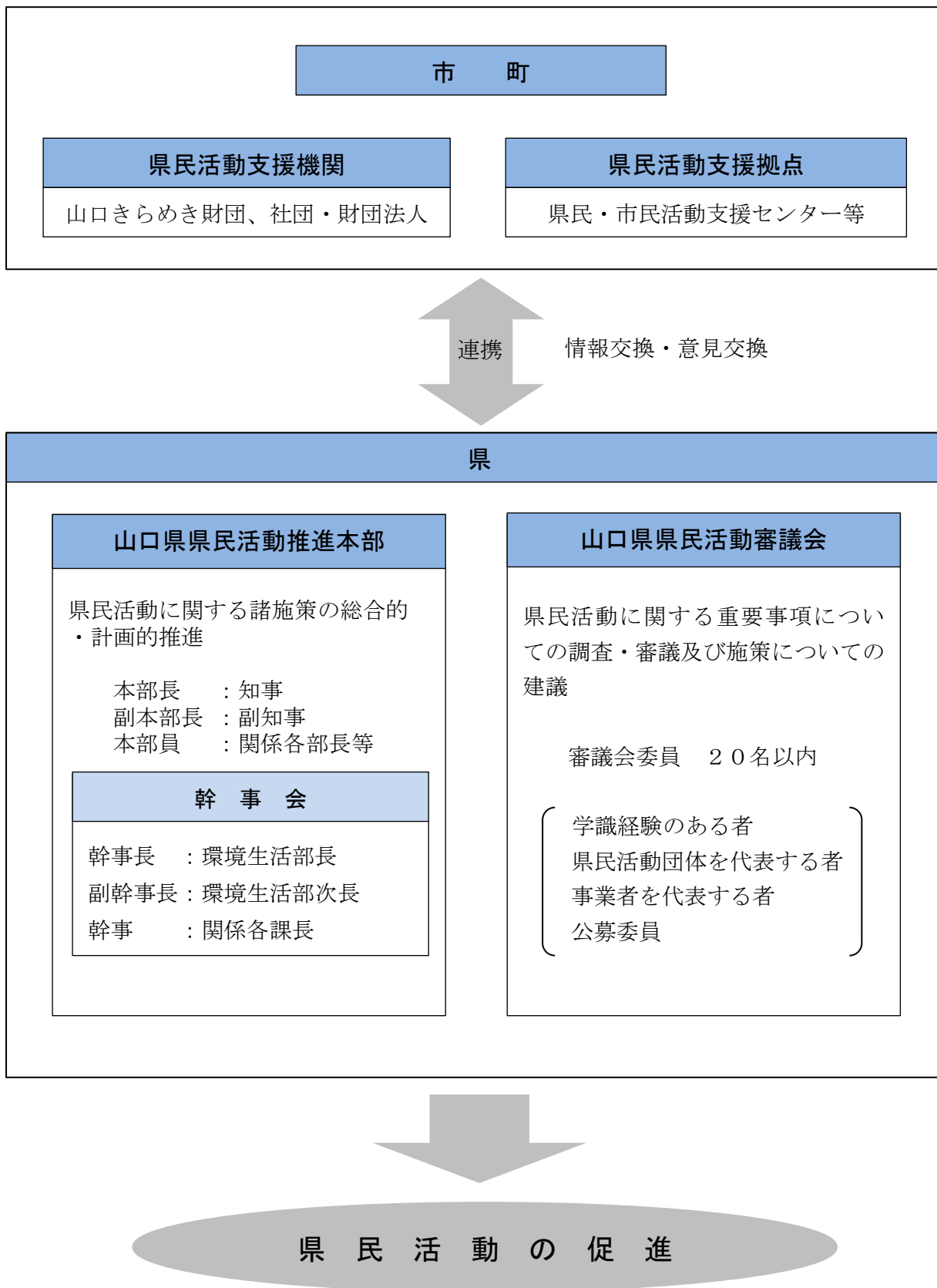
また、県民活動ネットワーク会議等を通じ、県民活動支援機関等と連携して計画を推進します。

2 計画進行管理

基本計画を着実に推進するため、毎年度、県民活動白書の作成・公表を通じ、県議会や県民活動審議会、市町、県民活動支援機関等から幅広く意見を聴きながら、基本計画の進行管理を行うとともに、基本計画に示す各施策や事業について、適正に評価し、その結果を施策に反映させていきます。

また、基本計画については、社会情勢の変化等を踏まえ、計画全体の内容を点検しながら必要に応じた見直しを行います。

推進体制



参 考 資 料

○「山口県県民活動促進基本計画（第3次改定版）」改定の経緯

○山口県県民活動審議会委員名簿

○山口県県民活動促進条例

「山口県県民活動促進基本計画（第3次改定版）」改定の経緯

年月日	実施内容等
平成30年 2月15日	平成29年度 第2回 県民活動審議会 ○ 県民活動促進基本計画の改定（骨子案）について
6月19日	平成30年度 第1回 県民活動審議会 ○ 県民活動促進基本計画の改定（素案）について
7月 9日	パブリック・コメント（～8月8日）
9月13日	第3回 県民活動審議会 ○ 県民活動促進基本計画の改定（最終案）について

山口県県民活動審議会委員名簿

区分	氏名	所属等
会長	辻 正二	保健医療経営大学教授
副会長	速水 聖子	山口大学教授
委員	大田 壮助	夢ゆめクラブ吉部の郷代表
〃	沖村 恵子	あいの会代表
〃	河向 英利	山口県商工会議所連合会常務理事
〃	岸田あすか	NPO法人シンフォニーネット理事長
〃	畑 史善	日本青年会議所山口ブロック協議会会長
〃	弘田 裕子	豊笑家倶楽部代表
〃	山本 大貴	公募委員
〃	横山 順一	山口県立大学准教授
〃	渡邊 洋子	NPO法人山口せわやきネットワーク理事

敬称略、会長・副会長以外は五十音順
所属等は2018（平成30）年10月現在

山口県県民活動促進条例（平成14年3月22日山口県条例第4号）

山口県においては、明治維新で発揮された進取の気風が県民の心に脈々と受け継がれており、現在においても、多くの県民が、何らかの形で社会に参加し、社会に貢献することに生きがいを見出している。

一方、今我が国は分権の時代を迎え、均質さを求める社会から個性を尊重する社会へ、中央から地方へ、官から民へと、社会のあり方が大幅な見直しを迫られている。

このような時代において、新しい社会のシステムを構築し、豊かな暮らしを実現していくためには、県民が県民活動を通じて、自主的かつ主体的に、それぞれの個性に応じた役割を果たしていくことが重要である。

こうした中、西暦2001年に開催された山口きらら博においては、県民ボランティアの進取の気風が遺憾なく発揮され、二十一世紀の幕開けに当たり、県民活動の限りない可能性が証明された。

この可能性を次代に引き継ぎ、県民の協働による県づくりを進めていくことは、私たち山口県民の責務である。

ここに、私たちは、県民一人一人が生き生きと輝く、元気で魅力あふれる山口県を創造することを決意し、県民活動の促進に取り組むため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、県民活動の促進について、基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、県民活動の促進を図り、もって県、市町、事業者、県民活動団体及び県民の協働による県民生活の質的向上及び個性豊かな地域社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「県民活動」とは、県民の自主的かつ主体的な営利を目的としない活動のうち、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動並びに地縁に基づき地域社会の維持及び形成を図る活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この条例において「県民活動団体」とは、組織的かつ継続的に県民活動を行うことを主たる目的とする団体であって、その行う活動が次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

二 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

三 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

四 営利を目的とするものでないこと。

（基本理念）

第3条 県民活動は、県民の自主性及び主体性が尊重されること並びに県民自らの責任において行うことができるようにすることを旨として、促進されなければならない。

2 県民活動の促進に当たっては、県民活動が県民活動団体及び県民の個性に応じて行われるように配慮されなければならない。

3 県民活動の促進に当たっては、県、市町、事業者、県民活動団体及び県民の相互理解の下にそれぞれの特性が生かされるように配慮されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する県民活動の促進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県民活動に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（市町との連携）

第5条 県は、広域的な見地から県民活動に関する施策の総合調整を行うため、施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努めるものとする。

(事業者の配慮)

第6条 事業者は、県民活動が地域社会において果たす役割についての理解を深めるように努めるとともに、その実情に応じて、県民活動の促進に配慮するものとする。

(県民活動団体の責務)

第7条 県民活動団体は、その行う県民活動について、自ら評価し、及び情報を県民に提供することにより、県民活動についての県民の理解が促進されるように努めるものとする。

(県民の理解)

第8条 県民は、県民活動が地域社会において果たす役割についての理解を深めるように努めるものとする。

(基本計画)

第9条 知事は、県民活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県民活動の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき県民活動に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、県民活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、山口県県民活動審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(拠点の整備)

第10条 県は、県民活動を支援するための拠点を整備するとともに、その充実に努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、県民活動に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(税制上の措置)

第12条 県は、県民活動を促進するため、必要な税制上の措置を講ずるように努めるものとする。

(県民活動促進期間)

第13条 県は、毎年、期間を定めて、県、市町、事業者、県民活動団体及び県民が相互に連携して県民活動に対する意欲を高めるための重点的な取組を推進するものとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、県議会に、県民活動の促進の状況及び県民活動に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

(山口県県民活動審議会)

第15条 県民活動に関する重要事項についての調査及び審議並びに県民活動に関する施策についての建議に関する事務を行わせるため、審議会を置く。

2 審議会は、委員20人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 学識経験のある者

二 県民活動団体を代表する者

三 事業者を代表する者

四 市町の長を代表する者

4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

山 口 県 県 民 活 動 促 進 基 本 計 画
(第3次改定版)

発行 平成30年(2018年)11月

編集 山口県環境生活部県民生活課

〒753-8501 山口市滝町1-1

電話 083(933)2614



県民活動シンボルマーク